

第九十八回国 参議院大蔵委員会會議録第十三号

昭和五十八年四月二十八日(木曜日)

午後一時開会

委員の異動

四月十九日

藤井 孝男君

補欠選任 斎藤 十朗君

四月二十日

板垣 正君

補欠選任 藤田 正明君

斎藤 十朗君

藤井 孝男君

四月二十一日

仲川 幸男君

補欠選任 衛藤征士郎君

四月二十六日

寺田 熊雄君

補欠選任 丸谷 金保君

近藤 忠孝君

補欠選任 宮本 顯治君

四月二十七日

柄谷 道一君

補欠選任 柳澤 鍊造君

柳澤 鍊造君

補欠選任 柄谷 道一君

四月二十八日

柳澤 鍊造君

補欠選任 柄谷 道一君

丸谷 金保君

補欠選任 勝又 武一君

宮本 顯治君

補欠選任 小谷 守君

近藤 忠孝君

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長 戸塚 進也君

委員

国務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

岩動 道行君

上田 稔君

河本嘉久蔵君

嶋崎 均君

鈴木 省吾君

塚田 十一郎君

藤井 裕久君

勝又 武一君

小谷 守君

鈴木 和美君

竹田 四郎君

桑名 義治君

近藤 忠孝君

柄谷 道一君

竹下 登君

水野 勝君

岡崎 洋君

窪田 弘君

加藤 隆司君

水野 繁君

長岡 聰夫君

角 晨一郎君

熊代 健君

河内 裕君

西澤 辰夫君

大蔵省銀行局保

険部長 猪瀬 節雄君

水産庁漁政部長 木村 邦雄君

業保険課長 田代 功君

郵政大臣官房審議官 鹿島 尚武君

建設省住宅局民 長谷川寿夫君

間住宅課長 鹿島 尚武君

消防庁地域防災 課長

本日の会議に付した案件

○昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(戸塚進也君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る二十日、仲川幸男君及び板垣正君が委員を辞任され、その補欠として衛藤征士郎君及び藤田正明君が選任されました。

また、二十一日、寺田熊雄君が委員を辞任され、その補欠として丸谷金保君が選任されました。

また、本日、丸谷金保君及び丸山篤君が委員を辞任され、その補欠として小谷守君及び勝又武一君が選任されました。

○委員長(戸塚進也君) 昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 四月二十八日二十九日の両日ワシントンで開催される世界銀行・IMF開発合同

委員会及び二十九日の先進七カ国蔵相会議に大蔵大臣が出席されるということですが、大蔵御苦労さまでございます。それに関連して若干の質問を申し上げます。

まず第一は、今回の世界銀行・IMF開発合同委員会及び蔵相会議の目的とその主要テーマは何であるかについてまずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(竹下登君) 本院のお許しをいただきまして、きょう出席するわけでございますが、いま鈴木委員御質問になりました世銀とIMF合同開発委員会の問題でございます。二十八、二十九でございますので、基調演説は財務官の方にお願いをしております。

この開発委員会と暫定委員会と二つの委員会がございます。開発委員会というのは、大臣レベルの委員会として大蔵大臣が開発問題についての意見交換を行って、その結果を世銀とIMFに助言、報告するというのが目的になっております。

したがって、今回の開発委員会の主要テーマは、開発途上国の対外債務問題、それからもう一つはIDA、第二世銀の増資問題ということになるであろうというふうに思っております。ただ、当然のことながら、開発委員会の機会に、主唱国の大蔵大臣が接触いたしまして話すということ、これはロビー外交であろうと、あるいは飯のときであろうと、あるわけでございますが、これは為替問題、それから各国の経済運営の問題についての意見交換、このようになろうかと思っております。

○鈴木和美君 それでは、わが国政府は次の課題に対してどのような方針で臨むのか、またその委員会及びその会議でどのような主張を行うかについてお尋ねをしたいと思うんです。

まずその一つは、世界不況の現状を打開するためには、私はアメリカに対してアメリカの高金利

政策をやめることを主張すべきだと思ふのです。すなわちアメリカの公定歩合は、八三年四月で八・五％と言われておりますし、最近ではその低下の傾向があるというように聞いているんですが、それでもなお日本の公定歩合の五・五％と比較すれば非常に高いわけですね。アメリカが金利を下げないことには日本の金利も下げられないというところで金融政策の手詰まりになってしまふんじゃないかと思ふのです。そういう意味で大臣の見解をまずお伺いしたいと思ふのです。

○国務大臣(竹下登君) 私ども先般お許しを得てパリへ参りましたときにも、ある国の大蔵大臣が一緒になって合唱しよう、アメリカが金利を下げる、こういふようなある種のジョークを交えたお話もあったぐらいでございます。

ただ、昨年の七月以降はアメリカも、きょうの統計でも出ておりましたが、インフレ率が低下いたしました、インフレの鎮静化というふうな状態になっておりますので、それに伴って昨年の十二月まではかなり低下してまいりました。が、しかし、一層これが低下しますことが、GNPで二十数％、あるいは世界経済力から言えば三〇％というふうな国でございまして、低下しましたならば、たとえ債務累積国を対象にしてみましても、当然それだけ金利が低下すれば累積債務そのものも軽減されることとなります。

それからもう一つ、わが国にとってみれば、短期的な問題ではやっぱり為替レートでございまして、この問題が安定するでありますし、それが安定すれば、またわが国の金融政策、これにもいわゆる余地が拡大してくるというところでございまして、そのためにはやっぱり金利低下に努力すべきです。

いささか仕組みの相違もございすけれども、その主張をすると同時に、それには客観的に見れば、アメリカの財政赤字が結局、日本の公債政策にもある意味においては共通しますが、市中金利を押し上げておる結果になっておるわけでございますから、財政赤字の削減ということにもアメリカ

カも努力をさるべきだといふようなことは、今度の場合は公式の場所での議論が展開されるとは必ずしも思いませんけれども、非公式な立場、それぞれ折に触れて主張していくべき課題ではなからうかというふうな理解をいたしておきます。

○鈴木和美君 後ほど為替レートのことについてはまだお尋ねしますけれども、私がいま述べましたように、現在八・五％は、日本の場合の五・五％というふうな状況から見ると、アメリカの金利を下げなければ日本の公定歩合も下げられない、同時に内需拡大もなかなか進まないという関係に私はあると思ふのですが、そういう見方は間違ひでございまいしょうか。

○国務大臣(竹下登君) 間違ひではないと思ひます。ただ、多少注釈を加えますならば、実質金利ということになりますと、日本は物価が落ちついている割にはまだ若干高いという意味においては、いま公定歩合であられた数字だけでもって議論をするのはいかかと思ひますが、趨勢としてはおっしゃるとおりでございします。

○鈴木和美君 ぜび、大変むずかしいことは存じますが、金利引き下げについて大合唱の音頭をとるようには御努力いただきたいと思ふのです。同時にもう一つの問題は、世界不況打開のためには、もう一つアメリカの財政赤字をなくすことも必要だと思ふのです。つまりアメリカは財政赤字をなくすために、福祉を削っておりますけれども、むしろ軍事費を削ることを私は優先すべきだと思つておるんです。世界の軍事費が現在約六千億ドルを超えるんじゃないでしょうか。それが先進国や発展途上国ともにこのことによつて重圧で苦しんでおると思ふのです。世界軍縮を進めるには、アメリカが軍備増強から軍縮へという方向転換することが絶対に必要であり、わが国は被爆国であるという意味からも、アメリカに向かつて率直に軍縮の方向へ転換すべきであることを直言すべきだと思ひますが、大臣いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) その国々に政策選択の優先度というものがございしますので、言つてみれば、米自身も財政赤字の削減については努力をされておるところであるといふふうに私も思つております。しかし、それを見てみましても、国会との問題等ではいろいろな問題があるようございすけれども、短期的な歳出凍結とか財政改革に関する提言、いわゆる向こうで考へておる四項目というふうなものを見てみましても、そうしたことに對する議論も十分行われておるといふふうに私も見ております。

○鈴木和美君 時間がございせんので、その点についても折に触れて、正式な会議ではないにしても、サロンのなどでぜび私の気持ちを大臣なりにそしやく、しんしやくをされて伝えていただきたいと思ふんです。

次は、世界金融不安の原因となつております開発途上諸国の累積債務問題でございしますが、この累積債務残高は、世銀報告書でもことはすでに六千億ドルに上ると言われていると思ふんです。他方、わが国銀行のそれらの諸國に對する貸付残高も約五百九十億ドルに達すると見込まれておるんじゃないでしょうか。こういう問題がわが國にとつても非常に深刻な影響を及ぼすことは言うまでもないと思ふんです。そこで、わが國としてこの問題、つまり発展途上國の救済策についてどのような対策を大臣は會議で提言しようとしておるか、お聞かせいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 御指摘ありましたように、中南米、東欧、その他のいわゆる非産油開發途上國、これで大変な經常収支の赤字が今後とも続くと思ひ込まれておりますし、それからメキシコ、アルゼンチン、ポーランド、これらはもうすでに債務返済に困難をもちたしておる、こういうこととございします。

わが國は今日まで、この債務返済困難な國々等に対する対応策としては、指導的役割りといふと表現がいささかオーバーになります、その分に応じて——その分とは、率直に言つて、かつての日本でございしますと、その中に占める日本のシェアというのは五番目か六番目。ところが、実質の経

済力から言えば二番目といふような感じで諸外國は見るわけにございします。その中において適切な対応をしながら、IMFとか、そういうものが主導権をとりますと、各國ともいわば協調融資にいたしましてもうまくいきますので、そういう國際機關の協調に對しては、かなり地位も上がつておりますし、極力主張していかなくやならぬ問題である。基本的にはこれは債務國自身が厳しい自助努力といふものをしてもらわなくやいかぬわけにございします。いささか言いくいことがございまして、そのようなことについては積極的な発言をしていかなきゃならぬ。ただ、全般的に申しますと、幾らか金利の低下傾向がございします。たとえは産油國に限つて言えば、値下がり分をある程度金利の下落によつてカバーできる面もあるかな、そういう感じがいたしておるわけにございします。

それで、日本の民間銀行におかれましては、要するに日本が他の先進國と余りアンバランスでないようにといふことに氣をつけながら、中長期的な視点に立つた貸付方針を考へていかれるように指導をいたしておるということにございします。そういう自助努力をしなさいといふのも、たとえば世銀とかIMFとかいふ國際機關であります、意見として非常に強烈に言ひやすいという面もございします。意見がそういうふうな方向に行くことを誘導し、そしてそういうものが稼働すれば、それに付随して各國の民間金融機關も出やすいわけにございしますから、そのような形の中で協調してやつていこう。ただ日本の場合、銀行の数もアメリカ等に比べれば少のうございしますし、それそれ力もございします。いまのところ二つの面がございします。一つは、外國から見た場合、脱落しないですくやつてくれている、こういう見方もあるかと思ひます。それだけに國內でこれに對する場合は、リスクがないうように相手側の自助努力の推移も十分見ながら対応していくといふ考へ方ではないかならぬといふふうに、指導といひますか、誘導してまいらうといふ考へ方であ

ります。

○鈴木和美君 中曾根総理が間もなくASEAN諸国を訪問するというような時期だけに、開発途上国や発展途上国はこの問題に関する動向というのを非常に注意深く私は見守っていると思うんです。

そこで、巷間伝えられているアメリカなどの政策は、発展途上国に関する援助の問題に対して、相対関係とか二国間関係とかについてのレーガン政権の態度が非常にきつく前面に出ているような傾向に私はあるように見受けておるわけです。そういうときには、アメリカとの関係を考えたときに、一体日本の態度というのはそういうレーガン政策の追従に入るのか、国際的なプールにおいての公平な取り扱いをするというような路線を強調するのか、この辺のところは、出かかれて、どちらの見解を大臣はお持ちでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) これはいろんな見方がございまして、要するに第一次石油ショックが起きた。日本はそのとき、これは批判のあるところですが、どうして対応したかといえれば公債発行、いわば財政が出動いたしました。言ってみれば、失業者も出ないようないろいろな角度からこれを支えてきたわけでございまして。財政が対応をどっかといえませんが、石油が上がればそれだけ、日本みたいに九十九パーセント依存している国になります。と、どうしてもイージになるがちでございまして、したがって財政が出動しないといふ、とにかくオイルダラーを借りてしのぎばいいというふうな風潮が幾らか他の先進国にはあったんじゃないか。したがって、石油ショックからの立ち直りというものは世界の中では日本がずば抜けて早かったんじゃないか。

しかし、そういう状態の中にございまして、一方、南北問題等で果たさなければならぬ先進国の役割りが相対的に落ちてきているわけじゃないわけですか。役割りはそのまま残っている。ただ、したがって今後の経済協力については、開発途上国の国々も、高度経済成長という形ではなしに、安定

成長路線に適應した援助を受ける方の計画とか対応もされていかなきゃならぬじゃないかというふうな考えを基本的に持ちながら、全体の中で果たしていかなきゃならぬ役割りというものはそれなりに私どもは忠実に守っている。そういう方向でございまして、どちらかといえば、では仮に増資するかという、みんな日本さんお願いします。そう、こういう形になってもなりませんし、その辺は主張すべきは主張しながらも、果たさなきゃならぬ役割りというものを果たしていきたい。そうして、二国間の問題になりますと、やっぱり鈴木先生、これはアジアでございまして、ASEANの問題は、歴史的にも地理的にも日本が果たす役割りは大きいという自覚の上に立って、そういうこともかどあることにお話だけはしておこう。たまたま総理のASEAN訪問とはば軌を一にしておるわけでございまして、もう明日になればその話はできるわけでございまして、そうした話題だけは正確に伝えておくべきだろうと思っております。

○鈴木和美君 経済大國と言われるような日本の状態ですから、世界的な誤解を招かないような、それで信頼されるような方向にぜひ指導していただきたいと思っております。

さて次は、世界不況の対策として先ほど若干の御説明がありました。私は為替相場の安定問題も欠かさないと思っております。私のつたない知識ですが、現状では必ずしも安定してはいないと思っております。そこで変動相場制の改定や、いわゆるターゲット・ゾーン方式の主張なども最近出ています。わけでありまして、他方では、固定相場制への復帰といったようなものも議論も今日出ていると思っております。つまり各国の協調介入といった段階から一歩進めようとする見方だと私は思っているんです。わが国としてどのような対処の仕方を考えるのか、この機会に明らかにしていただきたいと思っております。

○国務大臣(竹下登君) いま鈴木委員御指摘になりましたが、確かに各国のそれぞれのエコノミ

トあるいはマネタリストの中でそのような意見が出ておることは事実です。日本でもいろいろな意見がございまして、とにかくフロート十年という歴史を踏んでございまして、しかし、いま国としてまとまって変動相場制にかわる為替相場を採用しようというところまでは来ておりません。したがって、各国のそういう専門家の意見はあるにしても、主要国間においても、ターゲット・ゾーンを設けるということとか、あるいは固定相場へ復帰しようとかというのは、専門家の意見としてあって、国としてのそういうまとまった動きというのは現在ないというふうに私は理解して差し支えないんじゃないか。

この問題につきましては、わが国としては、貿易立国でございまして、まさに為替相場の安定が大事でございまして、非常に基本的な問題で、中長期的な視点に立って、お互い先進国同士が経済政策の調和を図っていくんじゃないか、これが基本になると思っております。

さればとて直ちに日本と同じように別に日本がすばらしいというわけじゃないが、けれども、もろもろのファンダメンタルズは確かにいい。失業率にいたしましてもまだ五倍、六倍、それからインフレ率にいたしましても、たとえばイタリーと比べれば十数パーセント、二、三パーセントになりますと、中長期的な経済運営、経済政策の調和ということに対しては必ずしも、現実の問題としては、スムーズに行くとは思いませんが、方向としては、インフレが鎮静化したたとえば日本、その次になりますと西ドイツ、アメリカ、イギリスの順番でございまして、そういうことは、そういう政策の調和を図ろうということ、全部が全部じゃございませんが、合意に達するテーマじゃないか。それからもう一つは、行き過ぎた場合においては各国が協調して介入すべきではないか。

ただ、この協調介入ということになりますと、されば行き過ぎた範囲とはどこまでか。なかなか基準を設けるといふことになると思ふが、議論

がございまして、どちらかといえば、従来はアメリカは、協調介入は原則的にそれが効果を持つであらうという認識はあるものの、積極性は必ずしもなかった。が、その方もそういう方向に若干ふれておるような感じもいたしますので、協調介入問題は、具体的にどのような事態のときに、どこまで議論がいかないうちでも、私はやっぱり主張し続けていくという考え方をしておるわけでございまして。これはいかなる場合でも主張してみようという基本的な考え方でございまして。

○鈴木和美君 これは読売の四月二十三日の記事ですけれども、三十人委員会の専務理事のプリン

グル氏が話をしておったことについて、大臣はどういうふうに見ておられるのか。

こういうことが書かれておりますね。彼が言っている中で、ソニーの盛田会長は、「為替相場の乱高下は世界の製品価格の変動につながる、メーカーにとっては大影響を受ける。さらにコスト低減努力が相場変動で無駄になってしまふなど、社員のモラルを下げてしまふ」という悪影響もある」といふようなことを指摘したが、これはある意味では核心をついていると言えて、そういう状況にあるとすれば、ターゲット・ゾーンというかネガティブ・ターゲット・ゾーンか、そういうものを設けることも必要ではないかと思うというふうな見解を述べられておるんですが、この見解について大臣はどのような御見解をお持ちですか。

○国務大臣(竹下登君) まあ盛田さんのかねての持論とでも申しますか、特にあの人は、日本国内で生産してそれを輸出するのみでなく、諸外国においても投資して企業が実存しているわけですから、そういう意味において専門家でございまして、確かにいわばメーカーにとりましては、それが輸出向けであります場合には、特に中長期にある種の安定した見通しが必要であるというものはそのとおりであります。

ただ、ターゲット・ゾーンを採用する上でどういう問題点があるかと申しますと、具体的なゾーンとすべき為替相場水準を確定することが実

題むずかしい。結局、ある種の幅のある固定相場という表現もできるわけですが、主要国間で合意に達することが現実問題としてむずかしい、それが一つでございます。

それからゾーンの変更が必要となった場合、速やかに変動幅を確定してこれに合意するというようなことは、それは直通電話のある時代でございますけれども、実際問題としてはなかなか機動的な対応がとれるということがございます。

それからもう一つは、いつも言われることです。マネーゲームでもございせんが、投機をむしろそれによって奨励するようなことにはしたくない。そういうこともございまして、一定の範囲におさめるということは実際問題なかなか困難だ。したがって、一定の範囲におさめるとなれば、それに付随した金融政策から経済政策全体がそればかり中心に動きますと、大変負担がそこに生じてまいりますので機動的な国内の経済運営に支障を来す、それを追いつめていきますれば。

そういう意味において、いつもターゲット・ゾーンを設けるという問題は理論として必ず展開されて、そして現段階ではそれに対する否定的な結論がずっと展開されていく。だれしも一度は考えてみる議論でございますが、そういう傾向にありますので、勉強の課題としてはこれからの持ち続けるべきものでございますけれども、にわかにワイドバンドみたいなものを設けてそこでやっていくというのはいささか問題じゃないかという認識を持っております。

と申しますのも、いささか答えが長くなりましたが、昭和四十六年、ドルの兌換制停止が行われた際からある議論ではあるんでございます。が、十何年結論が出ないというのは、それだけむずかしい問題だということじゃないかと思っております。

○鈴木和美君 私、つたない知識で勉強し始めたら、固定相場制と変動相場制の間に何かもう少しきちつとしたものがつくり得るんじゃないのか、またつくらなければ大変なことになるなあ

というふうな認識であつたんですが、いまの大臣のお話を聞いていますと、なかなかむずかしい問題であるということにはそれなりに理解します。

そういう意味では、議院の四月二十六日でしょうが、大臣の行かれるのに当たつての解説的な記事で、「予断許さない為替協調介入」というような題で、結局は「協調介入をめぐる先進国間の共同歩調がどこまで実現できるか予断を許さない情勢」だ、こんな解説が出ています。が、いまのお話によりまして、まあ話は出るけれども、確定的というか固定的というのか、そういうものの方針というのはいささか出ていく状況にあると、こういうふうな承つてよろしうございましょうか。

○国務大臣(竹下登君) かつてよりは私は進んだと思うであります。ヨーロッパの通貨、EMSがありまして、仮に西ドイツを代表したといつたしまして、他の先進国、たとえばイギリスとかカナダも含めて見てみますときに、協調介入は経験上も実効が上がるんじゃないか。そこまではアメリカも認識しておるんじゃないか。

ただ、これは直通電話でございまして、少し下世話な言葉になりますが、勘でやるというわけにもなかなかいきませんので、ちょうど僕はきょうこういう話をしておつて、理財局長の加藤さんはかつて国金局長で介入の名手で、名手という言葉が道当かどうかかわかりませんが、当然時からいろいろ相談しながら、もちろん公定歩合は日銀でございまして、原則的に言えば、為替の安定の問題は日銀に指示して大蔵省自身がやるという筋道だもんですから、いろいろ勉強をしてきましたが、徐々にそういう空気は私は醸成されるではあるかと思っております。

○鈴木和美君 それでは、次は内需拡大問題でございまして。国内的にいま一番求められている内需拡大による経済発展の問題ですが、この問題はわが国だけの経済政策という意味じゃなくて、国際的にもあらゆる場において、日本国内の内需拡大というものは国際的な影響というものが非常に強

いというふうなことで、日本の国そのもので内需拡大による経済発展というものはどういう政策なのかというふうなことが必ず話題になつてくるんじゃないかと思ふんです。

そこで、わが国経済の現状についてちょっと聞きたいんですが、たとえば経済企画庁、通産省の見解が、依然として日本経済は景気低迷の局面が続いているというのに対して、大蔵省は回復の過程にあるというふうに見ているというように私は伝え聞いています。たとえば経済企画庁の四月十九日の月例経済報告では次のようなことを述べています。

我が国経済をみると、個人消費はゆるやかな増加を続けている。設備投資は、大企業では当面これまでの高い水準を維持しているものの、伸びには頭打ちの気配がみられる。一方、中小企業では製造業を中心に停滞が続いている。住宅建設は前年を上回る水準にあるものの、前月より減少した。以上、国内需要の回復力は、在庫調整の進展はみられるものの、総じて盛り上がりは欠くものとなっている。一方、輸出は一部に動きがみられるものの、なお一進一退で推移している。このよう

な動向を反映して、生産は弱含み横ばい気味に推移している。また、労働力需給は悪化した状態が続いている。こういうふうな述べていると思うんですが、大蔵省としての認識は一体どういうものか、その根拠を明らかにしつつ説明をしていただきたいと思ふんです。

○国務大臣(竹下登君) 一つ言えますことは、わが国経済は個人消費に支えられて、要するに物価が安定しておるということでございますが、内需中心に著実な成長を示しておつて、その一つの根拠でも申しますのは、五十七年度、何回か下方修正してはございますけれども、三・一%、これはどういふ角度から見ても確実に達成し得たというふうな言えるんじゃないかと思ふんでござい

ます。それは言つても、世界経済の回復のおくれから、輸出はいまおっしゃいましたように一進一退という状態でございます。したがって、それぞ

れの企業別に見ました場合に、あるいは産業別に見ました場合に、大変厳しい対応が迫られておる分野、これは確かにございます。したがって、そういう私ども大蔵省の見方と最近言われておりますのは、数字的な積み上げよりも、出先の財務局長会議等いろいろな意見聴取をいたしますと、これ以上悪くならないだろうと、こういう空気はある。これ以上悪くならないだろうというのをどういふふうな実際表現すべきかということ、人によって違ふと思ふんですが、そういう認識にまでは来たんじゃないか。

したがって、一応お示し申し上げているのは、五十八年は三・四%の実質成長を確保しよう。そういうことになりまして、この三・四といううなもの、われわれ高度経済成長になれておる者から見ると、好景気とかいう認識は全く實際にないわけでございます。しかし、こういう状態の中で日本だけが少なくとも三%台の成長を保つてきた。そうすると、三・四%といううなもの

は、過去の経験に対応するわれわれの体質からすれば、大変好況だという感じはしないまでも、これがあたりまえだという一つの意識を持つようにならなければならぬという考え方を持つておつて、そこでそれをより確実にするための方策は何だということから、先般の四月四日に本院で予算を議決していただいた翌日、いわゆる経済対策閣僚会議を開いて経済対策を決めたわけでござい

ます。あの問題、当面講ずべきこと、そして検討に付すべきこと、二色に分かれておりますが、これらは財政がこれに対応していくだけの力は、率直に言つて、ございせんが、民間活力を誘導することによって対応していくならば、三・四%をより確実ならしめるという意味において効果が上がつてくるんじゃないか。したがって、これから考えなきゃいかぬことは物価の安定、これの基調を持続いたしまして、それから米価の景気の底入れと、こういうことが最近言われておりま

す。しかし、それにしても三%台の話でござい

ます。

ます。

ます。

すから、これまたかつてのような認識を持つてはいけません。

しかし、とはいえ、もう一方、念頭に置いていかなければならぬのは、それが結果として輸出に寄与した場合の貿易摩擦という問題もございまいしょう。そういうことに配慮しながら対応していかなくばならぬわけですが、総じて米國經濟の景気の底入れ、そしてもう一つは何と言つても石油価格の引き下げ、それから一進一退とでも申しましようか、ボックス相場というところまで、いま二百三十六、七円のところへはいついとおりますが、私どもが就任したころは六十円でございまして、そういう円安は正傾向の定着とでも申しましようか、そういうことから見ますと、いまの經濟対策の効果と相まっていけば、五十八年度政府見通しの三・四%より確かなものにしていけるんじゃないか。そういう考え方で、少し語が長くなりましたが、対応していきたいと思つております。

ただ、もう一つ、世界經濟の牽引車になれという議論は、よくエコノミストの議論としては出ますが、いざ先進國の責任者の會議になりますと、その議論はあまり出ません。それよりも、みずからの國のインフレを鎮静化して、持続的な成長路線をまずみずからとることに努力する。特定の國にその役割を押しつけることはいまの國際經濟情勢の中では望む方が無理だ。小國は別でございませうけれども、そんな感じがしておりますので、私は牽引車論はそう出ないんじゃないかと思つております。

○鈴木和美君 私は、大蔵省として、三・四%の成長率を支えていくというか、それ以上悪くならないであらうというように、見方としては、大蔵省的にはそう言わなければならぬのかなと思つております。なぜならば、一つは、責任というものがございまして、願望というのがありますから、なるべくそこに抑えたいということなんでしょう。ちよつと上がった見方をすれば、回復の兆しにあるというようなことを言えば、春闘の賃上げや内需

拡大のいろんな方向などについても、反論的な意味でも言えるというようなことで大蔵省はそう言っているのかと、実はそんなふうに通つたりしてゐるんです。

取り巻く環境の方の幾つかの指標などを見てみると、抽象的には回復の兆しが見えると言つても、具体的に一つ一つとらえてみるとまだまだ寒いというか、冷えているというか、そういう状況にあると思ひます。そこで、國際會議に行きまして、アメリカの金利ばかり言つておつたつてしようがないことでありまして、国内的にどういう内需拡大の方向を日本としては考えているのかというところなどが各國からも指摘されている現状から見れば、何らかのことで日本の内需拡大の政策を國としても出さざるを得ない、また出さなきゃならぬのじゃないかというように私は見てゐるんですが、そういうことに關して、大臣として會議に出席されてそういう話題が出たときに、内需拡大の方向の具体策というふうなものについてどういう見解を述べられるのか、差し支えない範囲でお聞きしたいと思ふんです。

○國務大臣(竹下登君) この内需拡大問題、財政がこれに對する力を失つておる、そういう意味においては日本はいわば財政赤字を少なくして、すなわち財政赤字が民間金融市場の金利に對して大變な影響を持つものであるだけに、そのことはどこも評価しておることはなからうかというふうな思ひ方でもございまして、したがつて、日本の場合、國民がみんな一緒になつて物価の安定というところに、結局、實いからそうなんだと思ふんですが、そういうインフレな持続的成長というふうなものが日本經濟の今日の運営の基本的なスタンスだということでは、各國もおおむねそれを見て、別にモデルとして見ておると、そこまでは思ひ上がつておりませんけれども、國民全体が賢いから、よその國から見れば、大變經濟の基礎的諸条件がいい状態になつておるなというふうに見ておると思ふんであります。したがつて、その意味においては、歳出等においてある種の厳

しきというものが、要するに高度經濟成長ではなく、安定成長の中で、それをより物価安定の方でこれを支えていったならば、それは結果として内需の拡大にもなるという認識でもつて見てくれるおるな、こういう感じがしております。

ただ、一方に確かに、そんなことを言つたつて、おまえさんのところは貯蓄率が世界一べらぼうに高いじゃないか、だからあれを借りればまだまだあるじゃないかという一部議論がときどきございまして、これは総じて人口も多い國から出る議論では實際は余りございせん。一人当たり所得はかなり高くて、極端な言い方をしますと、一人当たり所得で見ますと、アラブ首長國連邦が世界で一番にしまして人口は八十萬ぐらゐでございまして、二番のカタールがたしか二十萬、三番のナウルが七千人で、四番がやつとクウェートで百三十萬人ぐらゐでございまして、人口が五千萬以上の國というところから本當の力を持つておると思ひますと、その中では、おまえのところはもっと公債を発行してでもやれというふうな議論は、私は出ていないというふうな理解しております。

○鈴木和美君 いまお話があつたように、三十人委員会あたりでも、貯蓄率の高いことと公債発行のことが議論になつてゐるようですが、人が見るほど、自分の世帯というか、ふところは裕福じゃないのでありますから、そういう問題に目をくれなくても、別な内需拡大の方向についてぜひ努力をしてもらいたいというふうな思ひ方でもございまして、以上申し上げたことが、今回、大變御苦勞さまでございまして、會議に出席するに当たつての質問にございまして、會議に出席するに当たつて

次は、財政法に關連する事項について質問いたしたいと思ひます。
財政法の問題につきましては、通告をすつとしておりますけれども、私の持ち時間はきょうは八十分なものですから、通告をしておる問題で質問ができません。次回のときにまた引き続き行いますので、そういう点で前段に御理解をいたしたい

おきたいと思ふんです。

さて、本件については、租特法などのときにもたくさん議論がありまして、ある程度議論が済まされた問題があるかもしれないけれども、再確認の意味を含めてぜひ御答弁をいただきたいと思つております。財政再建は國民經濟的に重要な課題でありますから、これを確實に実現することなくして、財政の本来的な機能としての所得再配分とか、資源の適正配分とか、經濟の安定化などは期待できないと思ふのです。周知のように、わが國財政は、昭和五十年以降、巨額な稅收欠陥がそれこそ定着しちゃいまして、現行財政法で禁止されている赤字國債を発行せざるを得ないというやうな状況に追い込まれて、聞いたところによると、これで本件が議論されるのは九回目であるというやうなことは、赤字國債の發行授權法案をここのでまた審議するということは、財政當局の怠慢ということをおぼろげに思ひます。今年度末には、赤字國債四十八兆円を含めまして、國債残高は実に百十兆円に達すると見込まれておるわけですね。今後、國債の著しい増加などによりまして、財政が圧迫されるということは、本来向けられるべき國民生活に直結した社會保障關係費などへの財政の配分が非常にむづかしくなるといふやうな意味で、財政の重要な諸機能はまさに期待できないというやうな状況にあると思ふんです。

そこで、この改正案について質問するに当たつて、まず第一は、これまで政府のつてきた各種の財政的措置がきわめて場当たり的で、何ら財政再建に寄与するものではなかつたんじゃないかというやうな観点、第二は、継続的な國債の大量増発で、國債の消化及びその償還が今後ますます困難となつてきていること、第三に、今月上旬より開始されました國債の銀行窓販問題、この三点がどういふやうに進んでいくのかというやうなことに對して大變心配をしておりますので、この財政法をこつとやって提案しなければならぬというやうなことに至りました政府の責任の所在と

いうことについて、基本的に大臣からまず御答弁をいただきたいと思うんです。

○国務大臣(竹下登君) 先ほども少し申し上げましたが、私は公債政策というものは、戦後、言ってみれば、新しい経済社会に対応する時代というのが一九四〇年代であって、そして五〇年代は、結局、例に出すことすらはばかりますが、いわゆる朝鮮戦争、そうしたものの特需にある程度刺激されながら、神武景気とか岩戸景気とかいう時代を過ぎ去って、一九六〇年代に入ってきた。そして日本は、一つは、二ドル原油に支えられて高度経済成長をひた走り続けてきた。その間、オリンピックの翌年、昭和四十年が戦後最大の不況と言われたときに、いわば公債発行に踏み切った。それで戦後最大の不況と言われたものをいち早く脱却し得たと思っております。そうして一九七〇年代、なかなか昭和四十六年まで、一九七一年とでも申しましょうか、二ドル原油に支えられてまさに順調に伸びてきた。そこでドルショックがあつて、そのときに世界の国の中で対応力があつたから公債発行政策に踏み切つて、それでいち早くドルショックを切り抜け、そして今度第一次石油ショックになつたと思ふんであります。第一次石油ショックもまだ赤字国債というところまでいかないで、建設国債という感じでやってきて、そして今度は第二次石油ショックになる。それで赤字国債。

したがって、私は、公債政策というものを選択した国民とでも申しましょうか、先ほど来の議論のように、諸般の経済指標からいえば、確かに世界の中で一番うまくいった、客観的にはよそから見ればそうであるかもしれない。しかしそこにおのずから限界がきたのが昭和五十四年じゃないか。すなわち公債依存度がまさに四〇%近くになりますと、私もよくお話ししますが、人間でも四割借金すると人が金を貸してくれなくなる、逆に言えば国債が売れなくなるとでも申しましょうか、そういうところから対応力を返すために公債を減していくということになつて、昭和五十九

年に少なくとも赤字公債脱却に向けて努力しようという道がたどられてきた。

ところが、日本経済もそうでありますが、あるいはそれを除く他の先進国はまさに第二次石油ショックからもいまいなある意味においては立ち直れていないんじゃないかということから、これは予見し得ざる国際不況の中でわが国の生産も停滞していきまして、それが歳入欠陥にもなつてきた。だから、五十六年、七年というものはあれほど大きい御迷惑をかけて、見通しとの大変な乖離を生じた歳入欠陥、それでこれではいけないというところから、いまこの財政改革というのが本格的に始められてきたんじゃないかというふうな歴史的経過というのが一応考えられるのかなと思ひます。

したがって、ただ歯どめとして、結果としては、自分の間赤字国債を発行してもいいという法律でもいような、結果としてはそうなつていますもの、一年ごとに、これは一年限りでございまして、一つは提出するもの、赤字国債というものを対する一つの対応の仕方としても、それでもイージーになつたと言へばそれまでですが、それなりに努力をしておるから一年一年でお願いしてきましたと思ふんであります。

だから、日本経済全体は世界的な規模の中では良好な状態にあつて、そして政府の財政運営というものは、公債政策というものはそれなりの効果をあらわしたものの、いまその限界に達して、これから歳出の削減であるとか、そういうことを国民の皆様方にお願ひしながら、国民一人一人の体質もまたかつての高度経済成長ではないのがあたりまえだという感じを誘導しながら、これに対応しておるところではないか。そういう背景が、今日なおお願いして赤字公債の発行を年ごとにこうして御審議いただいておりますという一つのポイントじゃないかと思つております。そこへもつてきて、五十六年度の繰戻すべき金が必要だったから税外収入としていろいろのものを考えて、それを一括してこの財源確保法という形でお願ひするこ

とに至つたと思つております。

基本認識として、必ずしも私はだから御理解いただきたいと申し上げるわけではございませんが、歴史的経過の中ではそういう道を歩んできたのかなという感じがしております。

○鈴木和美君 私、いづれにしても、今日までの財源確保方策というのは、わが党の橋山理事がいつも本委員会を指導しているんですが、後年度に負担を繰り延べたり、財政の体質を弱くしているものばかりであつて、財政再建という意味では本当にその財政の体質強化ということにはなっていないというのをやっぱ認識せざるを得ないと思ふんです。これはもういい悪いと言つてみても、現実にはそういう道を歩んできたということ、今日こういう結果を招いているわけですから、場当たり的であつたということは免れないと思ふんです、このことは。

そこで、これから一体どうするかということが大ききポイントになつてくるわけだと思ふんです。前内閣の政治協約でありました五十九年度赤字公債脱却という問題は、結果としてはここにされちゃつたと思ふんです。国民の側から見ると、これまで財政再建に協力するということの意味合いを含めて所得税の減税も見送つて実質増税になつたし、現存の間接税の増税、各種公共料金の値上げなど負担増も押しつけられてきたけれども、まあやむを得なかつたのかなと思ひながら、いつになつたら明るい見通しが出てくるのかということ、非常な不満とシレンマに置かれていたというのが国民の状況だと思ふんです。来年度あたりは、マイナスシリングなどによつて社会福祉もまた切り捨てられるというような状況などを見てみると、高負担低福祉というのが強制的にやられるものから、一体財政再建というのはいつ本当にできるのかということを、何回も言うようですが、国民の側は大きく期待していると思ふんです。

そういうようなニュアンスの発言がなされているわけですね。この財政再建の時期的な目途ですが、それとの中身などについて固まつているものがあれば、この機会に国民の前にぜひ明らかにしてほしいというふうに思つております。

○国務大臣(竹下登君) いわゆる財政再建問題でございまして。申すまでもなく、現下の財政をめぐります環境は大変厳しいと同時に大変流動的な要素もございまして。そこで特例公債への依存というものも、五十九年度赤字国債脱却というのは国民にもわかりやすかつた一つのめどであつたと思ひます。それが五十六年、五十七年の国際経済の不透明さの中にわが国の生産も停滞して、歳入欠陥をもたらし、結局そのことは現実不可能であつた。それを明確に申し上げると同時に、さすれば国民にわかりやすい物の考え方としては、赤字公債からの脱却というのは一つのめどとして念頭に置くべきではないか。そこで財政改革に対する基本的な考え方というものを示したいとして、そして歳出構造の見直しをやり、あるいは歳入構造も国会における各般の議論を聞きながら見直していき、そして赤字国債からの脱却年度を設け、基本的には公債依存度を、まだ確たる数字を決めておるわけじゃないんですが、財政審で一〇%以下にしたらどうだ、こういう議論もございましたが、そういう段取りで問題が進んでいくんじゃないか。そうすると一つは、赤字公債からの脱却のめどというのは必要になろうというので、一つの仮定計算ではございまして、中期試算というものをまあ七、五、三みたいなのでお出ししたわけですね。

最近、この七年ということがいろいろ議論されておりますのは、経済審議会の方で中長期にかつての言葉で言えば経済社会計画とでも申しますが、これからは指針とか展望とかという言葉になるかもしれないが、そういうことが大体八年、ことしを含むわけではございまして、八年ということになりますと、たまたまそれがお出しした試算の七年と合致するわけではございまして。しかし、

経済審議会がこれから議論が進められていきます
その中で、財政の果たすべき位置づけというもの
も並行して議論していくわけでございますから、
七年でございますという結論を得ておるわけじゃ
ございませぬが、これは多少の幅が仮にあったと
しても、五十九年度予算御審議いただくまでには
御審議いただく手がかりとしてもより実のあるも
のでお示しする方向でこれから部内でもそれ
こそ相当検討していかなきやならぬ課題だ、最終
的には財政制度審議会等で御議論いただく課題で
ございませぬが、部内でも早速始めていかなきや
かぬ問題だという問題認識を持っておるところで
ございませぬ。

○鈴木和美君 そうすると、いまのお話はこうい
うふうに承つてよろしうございませうか。つ
まり特例国債依存財政からの脱却ということを一
つの目標というように考えて財政の中期試算、あ
れば七カ年というように考へてより実現性の高い目
標としてもう検討を始めた、そういうふうな受
け取つてよろしうございませうか。

○国務大臣(竹下登君) そのところ、鈴木委員
のおっしゃっているところまでまだいっておりま
せん、たまたま経済審議会が八年計画をひとつ
議論してみようかと言われますと、私もどが来年
から三年とか五年とか七年とかいうのと、七年の
分が最終年度が一致するわけでございます。だか
らそれも一つの考へ方だと思ひますが、さて五
十九年度予算編成に当たつて、あるいは御審議に当
たつて確定するものがどんずばりケースCになつ
て、経済審議会の最終年度と一致するようになり
ますとまでは、もちろんまだ言えないと思ひます
が、念頭に置きながら検討は進めていこうという
考へ方でございます。

○鈴木和美君 まだそこまではいってない、そう
いうものを総合的に検討する時期であるというよ
うなことに承つておきます。

そこで、私二十分までななものですから、大臣
にもう一つお尋ねしますのは、直間比率の見直

し、増税なき財政再建の中で歳出カット、いろん
な議論のある中で、直間比率の見直しというこ
とは具体的には、結果として、間接税というこ
の意味では国民大衆の消費に対する負担の増にな
ることは避けられないというように思ふんです
が、そういうふうな受け取つてよろしうござい
ませうか。

○国務大臣(竹下登君) 直間比率という言葉は私
どももよく使う言葉でございます。昭和五十五年
当時は直間比率の見直しと言へば、すぐいゝゆる
一般消費税(仮称)と結びついて、何だかその言葉
を使うことそのものが一般消費税を指向しておる
んじゃないかというふうな環境にあつたんじゃない
かと思ひます。その後税制調査会でも直間比率
という言葉が使われております。それから臨調で
もそれをお使いになつて、これらをやつぱり検討
の対象にすべきじゃないか。

しかし、税調でもいろいろ御議論なすつたよう
でございまして、考へようによれば、直間比率と
いうのは結局最終的には、結果として直接税と間
接税がこうなつておるといふことであつて、結果
としてなるものをあらかじめ断定的に決めて議論
するものではなく、言葉で言へば、税構造の見直
しと言つた方がいんじゃないかというふうなこ
とであつたでございませう。最近の言葉では税
体系の見直しというふうな表現がされております
が、概念的に直間比率と言つておつたものと私は
そう違つたものじゃないと思ひますが、そういう
言葉になつております。なるほどその方が正確か
なという感じがしておるわけでございます。

税体系そのものはやはり絶えず見直していくべ
きものであつて、ただ、いま直ちにさればとて大
型、中型、小型、それも基準のむずかしいところ
でございませうが、そういうものを念頭に置いて
考へておるといふ実態にはいまの段階ではござ
いませぬ。

とりあえず税調にお願ひいたしましたのは、先
般の各党合意、それから本院における予算委員長
見解、あるいは衆議院の議長見解、これに対する

政府答弁というふうなものに基づきまして、所得
税減税の問題について国会においてこのような議
論がなされました、よつてまずはこれから御検討
をいただかせませんでしょうかというふうな意味
で、二十五日に初めての税制調査会の総会を開い
てお願ひをした。その税制調査会には、あらゆる
予見を持たないでわれわれは出てくるが、国会で
あつたことは全部委員会の議論も含めて正確に報
告するという姿勢でございまして、

今年度予算編成に際しては、税制のところ、
税制調査会は所得税減税を見送る、五十九年度以
降いろいろ検討すると、こう書いてありますが、
一事不再理などという議論はしないで、抜本的に
議論してやろうというところだけは言つておつたん
だから、そういう政治の流れを踏まえてこれを少
し早目に議論しよう、そこで特別部会を設けてや
ろうというところまで今日きております。元来税
調というものは国税、地方税の全般にわたつて審
議されるところでございまして、もちろん税体
系の見直しという議論も結果としてはいろいろな
されるにいたしまして、ただいまのところはそ
このところまでいっていいところでございませぬ。

○鈴木和美君 私がなぜそういう質問をするかと
いうと、ちよつと私の理解がおかしいのかもしれ
ませんが、直間比率の見直しということが国会の
場で議論をされ始めたその契機というが始まりと
いうのは、私の記憶では、グリーンカード問題を
めぐつて、高所得者の方が非常に税率が高いの
で、その体系というか構造というか、それをぜひ
見直ししなきゃならぬというふうなことがスター
トになつて議論されたように私は思ふんです。よ
うなところが、昨今この直間比率という問題が議論
されるのは、概して増税なき財政再建というこ
との兼ね合いで直間比率という問題が大変議論さ
れてるやうに思ふんです。前段の方から言つ
と、グリーンカードの方の問題は先送りになつち
やつたんだから、いまは何も直間比率とか高所得
得者の累進税率を直すとかというふうなことを話
題にしなくてもいいじゃないかというふうな認識

を私は持っているんですが、仮に二つ目の点で言
うと、増税なき財政再建ということの絡みで直
間比率が議論されるということは、いろんな言ひ
方はあるかも知れぬけれども、結局実質的な消費
税の導入の肩がわりみたいなことで、財源を確保
したいという意味で直間比率の見直しということ
が議論されているんじゃないのかというふうな理
解に私は立っているんですが、いかがでございま
しょう。

○国務大臣(竹下登君) 一つグリーンカード問題
でございませぬが、これも本院ですでに議決して
いただきました、これはここで問答する中において
も、法律が通りましたら利子配当課税のあり方に
ついて可及的速やかに税調にお願ひすると、こう
いう答弁をしておるわけでございます。したがつ
て、先ほど所得税の方の話ばかりいたしました
が、この利子配当課税の問題につきましましては、小
委員会をつくつてこれも早速検討にかかろうとい
うことにしていただいたわけでございます。

ただ、直間比率という言葉そのものは、グリー
ンカード問題もとりやうでございませぬが、いま一
つは税調、それから臨調の中でも、増税なき財政
再建とは、すなわち一応租税負担率というものが
大きく変化しないようにして、そうして一方、直
間比率の見直しも検討すべきだと、こう書いてご
ざいませぬ。そういう意味において、アメリカは別
といたしまして、間接税は地方税でございませ
ぬが、他の国は結果としてあらわれる直間比率とい
うのが大変バランスしておるとも申しませう
が、日本の場合は直接税が非常に高いという意味
において検討すべきだというふうな環境、いわば
勉強する環境というのには確かにございませぬと思
ひます。

しかし、まだ税調においてそこまで突っ込んだ
御議論はありませんが、基本的に税体系の見直し
という言葉が五十八年度税制に際しての答申の中
にもございませぬが、それは恐らく御議論になる
課題だと思ひますが、まだそこまではいって
ない。したがつて、必ずしもグリーンカード、い

わゆる科子配当総合課税論から出た問題だけではない。税制全体を審議する中で指摘されてきた問題だというふうに御理解していただけたらというふうに思います。

○鈴木和美君　それはわかりました。

そうしますと、これから検討される中で、税調などで議論されるんでしようけれども、大蔵省としての確定的な考え方でなくともいいんですが、適正な租税負担率という言葉がよく使われますね。いまま大臣使われましたけれども、五十六年で二三・六％、経済七カ年計画では二六・五％というんですか、そういうものが基礎というか基準というか、そういうことを大蔵省としてはこれかかからも考える基礎に置いていきたいということになるんでしようか。それとも、まだそこは固まってるんではないように承つておいた方がいいんでしようか。どちらでしようか。

○国務大臣(竹下登君) 租税負担率という問題は、臨調の最終答申にもございますし、これは念頭に置くべき問題だと思っております。

ただそれが新たな措置によつて租税負担率が大きく変わるという表現にされておりますけれども、これも本来にぎりぎり詰めた議論をいたしますと、租税負担率とは国民総生産を分母にして、そして国税、地方税を足したものを分子として出した数字でございますので、経済の変動によつて結果としては違つてくる場合もあるかと思うんです。ただ、現行いまいしやいましたような負担率である。経済社会七カ年計画の中には確かに二六カ二分の一というのもございました。そうしてあの答申を読んでみますと、租税負担率ということを念頭に置き、そうして社会保険の負担と合わしたものはヨーロッパほど高くちやいかなぬが、いまよりは高くなるであらうというふうな考現もされておりますので、税調等で御議論いたいただきました。きょうの議論なんかも報告するわけですから、念頭に置いて議論されるものだと思つておりますが、租税負担率、厳守すべき租税率とはという固定的な考え方というのは余り持たぬ

のが現実的かなあと感じるもいたしております。これはまだいささか私の感想の域を出ませんけれども、そのような感じがいたしております。

○鈴木和美君　本日の最後ですが、質問は以上で終わりますが、先ほども申し上げましたように、国債の問題、償還の問題、中央競馬会の問題、電電公社問題などがありますけれども、私の持ち時間、また十日にありますので、そのときに議論させていただきます。

きょうは大団にずっとつき合っていただきまして大愛ありがとうございます。

○岩動進行君 私は、今日の議題から若干それま
すけれども、大変重大な突発的な問題が起きまし
たので、まずその方から質問をいたしたいと思ひ
ます。

それに昨日の二十七日に異常乾燥強風下のもとに東北各地で火災が頻発いたしました。特に岩手県の久慈市長内町地区においては大変な火災災害が起きました。この機会に被災者に対しては心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

またこの地帯は零細農山村地帯でございます。したがって、これらの被災者をしてその生業等に対しては特段の配慮を、政府並びに関係の皆さんに配慮をお願いしたい、かように考えておるところでございます。そういう中におきまして、寝たきりの老人ホームの方々が、地域の皆さん大変な協力によって、自分の家が焼けるのも顧みずにこれらの方々に対して救助作業が行われたと全員無事だったということは、まことに感銘の深い地域の活動として高く評価をさせていただきます、感謝を申し上げます。

そこで、県あるいは地元の市町村においてはそれぞれ災害対策本部を設け、また災害救助法も発動いたしたわけでございますが、これらの被災者に対する応急的な対策、特に国、県等の財政的な措置、あるいは金融上の措置、あるいは税制上の措置等、これらをどのようにお進めになるのか、この機会に伺いたいと思います。

特に、住宅などが焼けておりますので、仮設住

宅あるいは恒久住宅に対する財政金融上の措置等もございます。あるいはまた山林の災害も大きいわけにございますが、これらに対する対策、また、漁船あるいは漁業、船が焼けてしまった、あしたから収入の道がとだえている、こういうことに對してどのような対応ができるのか。

そこで、その災害の状況を概括的にまず伺つて、いま申し上げたようなことについての対策をそれぞれ大蔵大臣初め関係省庁から伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣（竹下登君） たまたま、岩動委員御質

問の問、けさの閣議で、突発的な事故でございますから事前通告なしに、自治大臣から御報告がございました。東北の山形県を除く五県、そしてプラス能登半島、石川県でございますか、特殊なフェーン現象で同時にこういう多発災害が起こった。山林焼失約一万ヘクタールでございます。

いま御指摘になりましたとおり、地元の方々の御協力等によって人命に損傷がなかったというのが、何よりの救いであつたと、こういうふうな趣旨の御説明でございました。

それに伴うもろもろの問題につきましては、財政当局としていろいろ対応すべきことがあろうかと思いますが、まず閣議でそういう御報告のありましたことだけを申し上げ、あと具体的に当局からお答えをした方が適切かと思えます。

○説明員（長谷川寿夫君） 昨二十七日の東北地方を中心といたしました林野火災につきまして概略を御報告申し上げます。

昨日の多発林野火災、これを焼損面積がほぼ十ヘクタールを超える大規模なものについてののみ取り上げてみますと、東北及び北陸を含めまして、青森、岩手、宮城、秋田、福島、石川、以上六県十二市町村から出火しております。その焼損しました、影響を受けた市町村数は十九に及んでおります。

本日十三時現在の状況でございますが、その燃損面積は、いま大臣が申し上げましたけれども、一万ヘクタール程度と言われておりまして、焼損

家屋は百二十九戸、死者はゼロで、負傷者は六と
いうことになっております。

現在、火災の進行状況でございますが、十二地区のうち延焼中は岩手県の三地区と宮城県の一地区となっております。ここ数時間焼損面積の變動がございませんようですので、かなり鎮火の方向にあるのではなからうかと思っております。

この火災につきまして、その特徴を一口に申し

上げますと、一定の地域、つまり東北地方と北陸の一部である石川県に集中的に、しかも時間がおおむね午前十一時ごろから十五時ごろまでの間にかけまして、その十二カ所で発生しているということであります。しかもそれが規模の大きな火災になって、それから住宅を一部巻き込んだ火災になっていると、こういう点が特徴的な火災であるかと思えます。

出火原因などにつきましては、今後の火災原因調査を待たなければ明確なことは申し上げられませんが、日本の林野火災の状況からいたしますと、自然発火ということとは全くと言っていいほどなく、考えられませんでしたので、何らかの人為的原因による

火災であらうと思われます。特に、東北地方は現在この四月、五月が、年間を通じて一番林野火災の多く発生する月となっております。これはちょうど桜前線が南から北に移動しますように、林野火災の多発月といいますが南の方から、沖

繩から順次北にさかのぼってまいります。沖繩が二月というように月をさかかたり、四月、鹿兒島、宮崎が二月というように月をさかかたり、五月が北陸のあたりは四、五月が東北、北陸のあたりに当たっております。ですから、ちょうど多発時期によつておりました。しかも、報告によりまして

すと、二十三日から当日事故の発生するまでの間、宮城県 岩手県では異常乾燥注意報が出ていた。また当日にはそれに加えて……

○岩動道行者 ちよっと簡潔にやってください。

○説明員(長谷川寿夫君) 強風注意報が出てたと

いうことで、こういう火災に発展したんだと思います。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○説明員(西澤辰夫君) 今回の火災でございますが、いま消防庁の方から申し上げましたように、現段階はいまだ数カ所で延焼中という状態でございますので、これに対処するに消防庁を中心として対処しておりますのでございまして、また現地では自衛隊が三千名以上出動するなどこの火災の鎮圧に努めておるところでございます。

○説明員(木村邦雄君) お答えいたします。水産の関係におきます被害の状況についてでございますが、現在調査中でございますが、本日の十一時半現在の報告によりますと、漁具倉庫の焼失が四十五棟、それから漁船の焼失が七十八隻に及んでおります。

○説明員(木村邦雄君) 漁船につきましては、漁船保険に加入しておりますものにつきましては、早急に仮払い等を含めまして早期支払いに今後努めてまいりたいと思っております。

○委員長(戸塚進也君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(戸塚進也君) 速記を起して。

○説明員(鹿島尚武君) 私ども建設省といたしましては、住宅金融公庫に対しまして、被災された方々の住宅の建設あるいはまた補修を行う場合に付きまして、一般の貸し付けよりも有利な貸付条件の災害復興住宅資金の貸し付けを行うようにというところで直ちに指示をいたしたところでござい

○委員長(戸塚進也君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(戸塚進也君) 速記を起して。

○政府委員(窪田弘君) いま各省で被害をお調べ中でございます。私どもも速やかにその状況を伺いまして、いろいろたとえば治山治水、緊急治山、緊急砂防、それから漁業の指定等いろいろ問題がございまして、速やかに適切な措置をとりたいと思っております。

○岩動道行君 もう一つ伺っておきたいんです

が、漁船が焼けていて、そしてあしたの糧にも困るという状況ですが、この漁船関係、漁業関係、あるいはその栽培漁業の関係等どの程度の被害が現在わかっているか、簡潔に答えてください。

○岩動道行君 それぞれの対策についていま概括的なことは国土庁からも伺ったんですが、たとえば漁船などはたちまち魚とりに行かなくなりな

○説明員(木村邦雄君) 漁船につきましては、漁船保険に加入しておりますものにつきましては、早急に仮払い等を含めまして早期支払いに今後努めてまいりたいと思っております。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○国務大臣(竹下登君) これは関係省庁からそれぞれ被害の状況は、当然のこと、至急に聴取しなければなりません。と同時に、関係省庁におかれ

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○委員長(戸塚進也君) いま御指摘のように大蔵大臣、運輸大臣間の覚書がございまして、それによりまして、

○政府委員(窪田弘君) いま御指摘のように大蔵大臣、運輸大臣間の覚書がございまして、それによりまして、

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

○岩動道行君 貧弱な市町村財政でもありますから、交付税の繰り上げ交付であるとか、あるいは特交とか、特段の御配慮をこの機会にお願いを申し上げておきます。

覚書は法律と同じ重みを持つて実行される、法律と同じ重みのものであると、こういうことをこの機会に確認をさせていただきたいと思ひますが、大蔵大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(竹下登君) まさに確認をいたすべきものであると思つております。

いまユーザの立場からという御表現がございましたように、この問題につきましては、確かに財政がこのような危機的状況にありまうときに、特会から一般会計への繰り入れということにつきましても、ユーザの金でありますだけに、一大蔵大臣と運輸大臣の間で早速話し合いに入らうことについていささか私なりに抵抗を感じましたので、総理から運輸大臣に対して協力要請をしていただきました後、私どもを含め事務当局間で積み上げたものでございますので、いま御指摘のようにならざるを得ないと思つております。

○岩動道行君 そこで、昭和五十三年度の六月十二日に自賠責の審議会の答申がございました。これはユーザのため、保険収支の改善その他救済医療体制の整備、交通事故防止対策等に活用され、そのために使われるべきものだという趣旨の答申があるわけですが、これを十分に尊重していただかなければなりません。まず運輸省はこの点についてどうお考えですか。

○政府委員(熊代健君) 先生御指摘のとおり、われわれの答申の線に沿つて従来もやってまいつたつもりでございますし、今回もこの繰り入れた金額を含めましてこういう繰り入れを進めていきたいというふうに考えております。

○岩動道行君 ぜひ審議会の答申を尊重してやっていただきたい。

したがって、今回の繰り入れというのは、運輸大臣も大変苦惱の中で、運輸大臣としてではなくて国務大臣としてお決めになったという心境は私もよくわかります。またそのように大変厳しい財政状況である。しかしながら、本来の特別会計の性格、そしてまたユーザの保険料支払いによつ

て成り立っている運用益でございますから、その点については原点到返つて厳正に対応を今後もしていただきたい。したがって一年限りということはどうも当然でございますが、ぜひそのようにして、来年もまたこういうことのないように。大体税外収入の中で今回の自賠責の繰り入れは一番苦しい、苦悩をあらわしたものだ、私ももしんから賛成はできなかった、しかしやむを得なかったと、こういう気持ちでおりますので、ユーザという立場から特段に今後厳しく対応していただいて、厳正にユーザのための自賠責という運用を運輸省もまた大蔵省もやっていただきたいと思ひます。

そこで、時間もございませんで一点だけ最後に確認をさせていただきたいのでございしますが、この一月ごろに自賠責の保険料の引き上げというようにことが新聞に一齐に出てまいりました。これについてはいろいろな機会に、国会でも、大蔵省はそのようなことを一遍も言つたことはないというように答弁が出ていたわけですが、この点は、五十八年度は少なくともこういう繰り入れをやっているという中で、保険収支全体から見たら、単年度では若干の赤字になつてきているという傾向が続いている。しかしながら、まだまだ累積残高もありますから十分にやっていると

はなはだしい。

さらにまた、限度額を上げるといふ問題が別途あります。これは過去十年以上保険料率を上げない中で、限度額は一千から一千五百万、そして二千万と上がつてきております。これはまさにユーザへの還元として十分に評価されますが、さらにこれをあと五百万上乗せをしただろうかというふうな考え方も次第に出てきています。したが

いまして、限度額を上げるといふことになれば、保険料率を上げるのかどうかということもございしますが、仮に五百万円上げるとすれば、大ざっぱに言うとなん百億程度支払いがふえるのかなと、こういう数字もあるようでございます。そうなりますと、限度額を上げるとしてもまだまだ運

用益で賄つていける。こういうことも考えられますので、この保険料率の引き上げということは当日日程には上らない、五十八年度はちろんのことである、このように理解をしたいと思います。が、この点について関係の省から伺つておきたい。

○説明員(猪瀬節雄君) 自賠責保険の収支につきましては、ただいま先生御指摘のようになつて、五十三年度以降赤字に単年度ではなつておるのでございしますが、過去の蓄積を合わせました収支の累計で見ますと、現在でも若干の黒字が見込まれておるところでございます。したがって、私どもといたしましては、現在のところ保険料率の引き上げという点につきましては検討には着手いたしてございませぬし、現段階では考えておりません。

○岩動道行君 ユーザの立場から言いますと、いまのような収支状況、そしてまた事故率は若干横ばい状況で、そんなに急激にふえるとは思ひません。まあバイクなどがふえてきたので、これがどのように影響するかという問題はありましようけれども、大勢にはまだ影響がないと思ひます。そこで私は、特にいまの保険料率の引き上げの問題は慎重に行うべきだと。特にまた車検が二年から三年に変わります。その結果ユーザの一時的な負担というものは大幅にふえます。五割はふえるわけでありまう。そういう時点における保険料率の引き上げといふことは、まさにユーザにとつてはダブルパンチにもなるわけでありまうから、この点も含めて、そのようなことをしないということ

を最後に大臣に伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 自賠責保険は、単年度収支で見ますと、それはいま御指摘になりましたとおり赤字でございますが、収支残累計ではまだ黒字が見込まれておるところでございます。したがって、今後保険金支払い限度額の引き上げあるいは自動車事故の急増、まあとてもないという表現は適切でございませぬが、大変な意味における

支払い増加要因でも生ずれば別といたしまして、常識的に考えまして、現在の料率の引き上げを必要とする状況ではない。そういうことは今度、いま委員いみじくも言われましたように、運輸大臣としては本當にげから飛びおりたような感じだつたと思ひます。お願ひする私の立場も、これについてはそれがどうという区別をするわけじゃございませぬけれども、税外収入の一つとして大変重い気持ちでいたした問題でございまして、御趣旨の精神を十分生かすべきだと私も理解をしております。

○桑名義治君 赤字国債発行のための財確法案というものは、今年度ですでに九回提出をされているわけですが、毎回提出されるたびごとに今年度限りの臨時的異例の措置である、こういうふうになつてきたわけでございます。しかも五十五年度以降政府は財政再建を強調し、それを大蔵名分にしながら国民生活関連費の圧縮、あるいは六年の連続しての所得税減税の見送り、こういった事柄を強行しながら、しかも財政の状況がますます悪化の方向へと追いつまされてきたというのが実情ではないか、こういうふうな思ひがございしますが、果たして財政がこのような破局的な方向に進んできた主たる原因はどこにあるというふうな大蔵大臣はお考えになつておられますか。

○国務大臣(竹下登君) 確かにいま委員御指摘のようになつて、九年間もやっていると云ふんじやないかと、そのとおりでございます。本當に私どもも振り返つてみると、ある時点で自分の間とやつても結果としてはやむを得ぬような感じになつておる。しかし、これそのものの性格からして一年ごとに御審議をいただくということがそれなりに私どもに自戒の機会も与えるという意味でございまして、どこに原因があるかと言へば、第一次石油ショックを契機としますところの経済の停滞から、景気の回復を図つて、失業あるいは雇用の場の確保、そうしたことに對して最初は公共事業を中心

としての財政がこれに対応する積極的な役割りを
まず果たしてきた。しかしそのような役割りがある
意味においてはもうそのファンダメンタルズ
の中ではそれなりに評価される効果はあったんでは
なからうか。しかしこれが限界に達して今日の
ような財政問題が生じたというふうには考え
ます。

それからいま一つは、昭和四十八年、たまたま
福祚元年という言葉を使ったところをご
いますが、第一次石油ショックで税収は伸び悩ん
だ、そして第二次石油ショックへ入らんとし
て、そこへ福祚元年という政策を立てて、そ
して他の制度、施策の水準も落とさないでとにか
く突き進んできたというふうな、財政面から見れば
そういうことが今日限界に達したゆえんのも
ではなからうかというふうには考えておるわけ
であります。

○桑名義治君 いまの大臣の答弁は私にはわから
ないことはないんですが、しかしそれはあくまでも
言い逃れであって、しかし政府のこういう財政の
方向に悪化していったというその責任は、私は
逃れられないものがあるんじゃないかと思うん
です。国民の税金というものは政府に一切合財
というふうにはいいように運用して、だいたい
託を受けているわけでございます。したがっ
て財政にいろいろ金を使ったとか、あるいは福
祚元年ということで福祚の方に金を使い過ぎた
とかいう事柄は、これは国民の立場から見た
場合には決して言いわけにならないと思うん
ですが、その点の責任をどういうふうにお考
えになりますか。

○國務大臣(竹下登) 私も果たした役割りとい
うものをそれなりに評価しての発言を申し
ましたが、少なくとも四十八年が福祚元年であ
ったからだと私は思いません。それならばそれ
なりに制度、施策の中で他にもっとメスを入
れるものがありとすればあったではないかとい
う反省ももちろ人持っております。と同時に、
五十六年、五十七年というものの特殊な世界
景気の低迷から来るわが国の税収動向等の見
込みとの大きな乖離という

ことも率直に認めなければならぬ。それは世界
経済が見通しが悪くてこんなことになりました
ので仕方がありませんでしたという表現もまた
すべき問題じゃない。何分大変な乖離でござい
ますから、これから政策運営の上でそういう乖
離が生じないような見通し、そういうことに精
度をますます加えなければならぬことではござ
いますし、そして財政運営を今日に至るまで、
一方でその効果があったにしろ、今日このよう
な形で御審議をお願いするに至ったことに對
する責任というものは、しかと受けとめてお
くべき課題であるというふうな認識をして
おります。

○桑名義治君 私がこういうふうには申し上げ
たのは、そういう新たな徹底した認識の上に
立てて新しい計画を立てていかなければなら
ないと同じ轍を踏むんじゃないか、こういう
ふうにも思いますし、この財政法が一年ごと
に九回も提出されたら、これはオオカミ少
年と一緒で、国民はもうこういう財政の運
営について政府を信用しなくなる。政治に
信用がなくなるとは恐ろしいものはないと
私は思うんです。そういう意味でこの問題
を提起したわけでございます。

次の問題として、鈴木内閣の公約であつた
五十九年度の特別公債依存脱却は、五十六
年度の二兆二千五百二十五億円の赤字決
算、それから五十七年度には六兆一千四百
六十億円の赤字決算、それ以上最大の税収
不足、さらに財政再建目標は完全にこの
中で崩壊したわけでございます。これを受
けた中曽根内閣の財政再建の目標がいま
五十八年度の予算が編成された、こういう
ふうには私には見るべきであらうと思いま
す。さらに新内閣の時間的な経過という事
柄もありましようけれども、しかし五十八
年度の予算の中には財政再建の芽すら見
出せないというふうな状況にあるのでは
ないか、こういうふうには思うわけでござ
います。

そういう立場から考えますと、予算が成立
してすでに三週間がたつたわけではござい
ますが、財政再建の計画策定に着手してい
るのかどうか、

あるいはもし着手しておられるとするなら
は基本方針はどういう方向を提示されてい
るのか、ここをお話しを願いたいと思いま
す。

○國務大臣(竹下登) 確かに一部目的税は別
といたしまして、税というものの富の再配
分の権限をわれわれ政府がゆだねられてお
るという御指摘、そのとおりでございます。
そしてそれが大きな乖離を生じた場合
われわれとして責任を感ずべきものでは
あります。

そういうことを踏まえながら、五十八年度
予算編成に当たりましたは、結果として仮
にもし評価していただければ、ごく短時
日の間でございますが、とにかく一般歳
出を昨年度以下に抑え込んだとでも申し
ましようか、削減をしたというのが一つの
私は努力の結果ではなからうかという
ふうに思います。その中にはまさに臨時
異例の措置としての人事院勧告の見送り
というふうな措置も含まれておたわけ
でございます。私もそれに対応する際、非
常にじくじくしたるものを感じると同
時に、また厳しきというものをい
やうなく感じしめられたものでございま
す。

そこで、これからの問題ということになり
ますと、この財政再建のめどをどこにお
くかという問題に当然のこととしてわれ
われは立ち向かっています。いまのところ
かなきゃならぬわけではございますが、
いまのところ、まず通過いたしました翌日、
私が閣議で御発言を申し上げました。
それから進んでいくために、まず一つの
問題としては五十九年度予算編成という
ものに立ち向かっているかなければなら
ない。その数値を申し上げる段階には
まだございせんが、当然のこととして
シーリング等厳しい枠にならざるを得
ない。したがって現行制度、施策の根
源にさかのぼって各省の御協力をお願い
する趣旨の御発言を申し上げまして、
それを受けて主計官会議を開いて、そ
して各省の協力を得る。それを出発点
として、今日もろもろの事務次官会
議でございまして、そういう過程を経
ながら、各省自体の検討の中にも協
議、参画しておるというのが今日の
実態であります。

○桑名義治君 そうしますと、大臣の御答
弁の中では、財政再建計画の策定という
ものはまだ行われていないというわけ
でございます。これは、この九回出され
た財政法案の問題にしまして、これは
場当たり的な措置にすぎないという
ふうには思うわけでございます。たと
えば病気の場合同様、軽微で、軽い
病気であるとするならば、これは指
圧、あんまで済むかもしれません。
あるいはこう薬で済むかもしれません。
しかしこの薬で治らない病気が、こ
れは当然投薬をしなければなら
ない。投薬で治らない病気が手術を
しなければなりません。病気がよ
うな病気がよくなるまで、この処置
を間違えたら、この処置を間違えたら
大変なことになるわけでございま
すが、その処置を間違えているよう
な感じがしてならないわけでは
ありません。

なぜかと申しますと、財政再建計画の策
定にしましてまだ行われていない、あ
るいはまたこの財政法案にしまして
も、これはあるべき財源を右から左、
左から右へと動かしているのには
ございせん。どうして財政再建をや
ろうとするならば、いま大臣が御答
弁になりましたように、五十九年度
はいわゆるマイナスイーリングを
お願いした、これは歳出の削減に
当たるわけでございまして、この百
兆円という赤字を抱えた現在、財政
再建を考えた場合には、これはもう
歳出削減だけでは当然対応できな
いことは大臣がもうよく御存じの
はずでございます。

そうしますと、ここで考えなければなら
ない問題は、どういうふうにして増
収を図るかということ、景気をどう
いうふうにして回復していくかとい
うこと、景気が当然必要になってく
るわけでございまして、あるいは
また、これは好ましいことではあり
まけんけれども、こういう借換債を
発行するとか、あるいはまた増税
の方法があるとか、いろいろな方法
が考えられるわけでございまして、
来年度、五十九年度の予算編成が
マイナスイーリングによ

つてこの問題が解決の方向へ進むことは、それこそ焼け石に水、ジュッと終わってしまうような、音を立ててなくなってしまうような感じがするわけでございます。

そういう全体の総合的な方向をどういう方向に持っていくかというふうにお考えになっていらっしゃるのか、そういう基本的な話をまず国民の前に提示すべきだと、こういうふうにお考えになっていると思いますが、その点はどうかと思います。

○國務大臣(竹下登君) 「財政改革に当たつての基本的考え方」の中でお示しいたしておりますように、まず五十八年度予算編成における心構えから説きまして、そして今後は、言ってみれば、まずは歳出カット、そして制度、施策の根拠にさかのぼって、いわば個人または家庭の責任に帰すべきもの、あるいは企業の自助努力をお願いすべきもの、地方と国との分野調整はどうあるかというようなところまでさかのぼった作業を始めていく。そして、それがあつて初めて、国民の皆さん方が現在の制度、施策をどうしても残すべきだというところで、受益者も国民であり、負担する方も国民であるとするならば、初めて負担増の問題というものが議論されていくべき問題ではないか。そうしてその後さらに大量の償還期を迎えます時期におきまして、いまいみじくもおっしゃいました借換債等々の問題が議論されていくべきではないかというふうな一つの段階というものがあつてはならないかというふうに思っております。

しかし、その段階は段階としてはあり得るが、もう少しその展望を国民の前に明らかにした方がより国民の理解を得やすいではないかということに對して、私も否定する考え方はございません。したがって、その問題につきましては、やうと経済審議会におかれまして、経済のかつての言葉で言えば五カ年計画と申しましょうか、今度は八カ年をめどに展望なり指針なりを議論してやろうということができるわけでございますので、それと整合性を持ちながら財政の果たすべき位置づけを

しつつ、ここに国民の皆さん方のおおよその理解を得るようなめどをつける努力を進めていくという考え方でございますので、いままず国民の皆さん方の前に、かつていろいろ議論された財政計画というふうなものとは若干趣を異にいたしますものの、理解の得やすい一つの展望というふうなものを中期試算としてことしはお示しいたしました。それをより具体性のあるものとしてお示しできるような検討を進めていかなきゃならぬと思つておるところであります。

まずは制度、施策の根拠にさかのぼった勉強からしていくのではないかとこの段階でござい

○桑名義治君 いずれにしましても、いま大臣が御答弁になりました地方と政府との行財政の改革問題、あるいはまた行政のいわゆる削減問題、あるいは増税の問題にしましても、これは政府だけではこういう重大な問題はできないと思つております。国民の皆様方がどれだけ現在の行政なり財政に對して理解をするか、そこから初めて新しい芽が出てくるのではないかとこのように思つて

先ほども申し上げましたように、財確法案が九回、これ限りこれ限りで九回でしよう。しかもそのたびごとにだんだんだんだん財政は悪化していつてしまふ。それでここまで悪化してきた。しかも五十九年度には特例公債への依存脱却ということとを鈴木前総理がお約束を国民の前でなさつたが、このなさつた赤字国債、特例国債への依存脱却は、そのとき、その時点ではなお一層大きな赤字を抱えてしまつてゐる。こうなれば国民の皆さん方が不信を持つのはあたりまえだと思つて

私はいま政治生活十年を超えましたけれども、いままで国民の皆さん方が国の財政の問題について私たちと議論することはほとんどなかった。ところが、最近はその一番の主題になつて議論を吹つかけるんです、実問題。そこまで国民は考へてゐる。国の財政が今後どうなるのか、

百十兆円という赤字国債をどう解決していくことなされるのか、果たしてできるんですかどうなんですか、手法はどうなんですか。

〔理事大河原太一郎君退席、委員長着席〕これは私たちが現実には迫られてゐるわけです。そこまで国民の目が向いてゐるということなんです。だとするならば、赤裸々な姿で、政府はこういう手法でやれば、先ほどからたびたびめどが申されてゐるようでございますけれども、後七、八年、七、五、三の七、この時点においては一応脱却のめどがつく、こうなれば耐乏生活なら耐乏生活あるいは自助努力なら自助努力を国民の皆さん方にもやうに思つた方がいいのではないかと、こういうふうにお考えを申す。そういう意味で財政再建計画策定というものを早急にやるべきであらう、私はこういうふうにお考えを申す。大抵いつをめぐに審議会に依頼をなさつてゐるわけでございますか。

○國務大臣(竹下登君) いま審議会に御依頼申し上げたのはいわば経済展望でございます。これについては経済企画庁の方でございますので私から定かに申し上げるわけにはまいりませんが、この間来の表現を聞いておられますと、夏ごろまでには、こういうふうな表現を経済企画庁長官はしていらつしやいました。

私どもの方の財政運営、財政改革の基本的な考え方をより詰めていきますのは、私はそれと整合性は持ちつつも、それと軌を一にするということには必ずしもいかないかもしらぬなあとこのように考へております。おおよその財政の果たすべき役割りというものは、お互いの協議の中で出てくるわけでございますが、それに対応して、さてそれと赤字国債脱却年度とをどういう整合性の中で結びつけていくかということになりますと、にわかには結論の出せるいまはまだ状態ではないという感じがしております。

○桑名義治君 では私は一点だけ端的にお聞きしておきたいと思つてゐますが、いまから先五十九年度もマイナスイリテ、恐らくこれは続くと思

います。それと同時に景気の回復というものの、先ほどから経済成長率が何%、三・四%云々というお話がずいぶん出ておりますけれども、こういう景気の状態の中で単に行政改革あるいは財政改革をやつたのみで百十兆円の特例公債依存脱却が七、八年後にできると、こういうふうにお思ひになつていらつしやいますか。

○國務大臣(竹下登君) まあ七、八年後になるかどうか確定的なことは申し上げるわけにもまいりませんが、予算編成に当たつての赤字公債脱却の年度というものは、一応その辺に定めなければならぬというふうな考え方は持つております。

それをいかなる手法でやうにいかうことにつきます。それは先ほど来申し上げました歳出構造の見直しとか、あるいは歳入構造そのものの見直しも過程において当然出てくる議論であらうと思つてゐます。そのようなものでもってその脱却年度のある種のめどがついたら、それに整合性のある非常にリジッドな計画ではございせんが、ものは検討を進めていかなければならない課題であるというふうに思つております。

確かに御指摘のありましたように、いかなる制度、施策とはいへ、国民の理解と協力なくしてこれが機能するものじやございせん。一つは、国会の問答を通じて国民の方も最近確かに議論がなされています。中にはこれは調整インフレでやるしか手がないじゃないかというふうな議論をする方もいらつしやいますし、それは財政というものが、茶の間と申しますか、茶の間へ入つたというものは、あれは前大蔵大臣が標準語ならざる日本語でテレビを通じて茶の間へ入れたんで、私は大臣の功績の一つだと思つております。私の余り標準語じゃございせんけれども、茶の間へ入りかゝる点にはございせんが、確かに国民全体が財政というのに対して理解を深めつつある。少なくともこの認識を持つておられるという状態であるもの、少なくとも議論の素材を提供するような努力はたゆまざる私どもの課題じゃないかなと思つ

○桑名義治君　だから、ここで申し上げたいのは、確かに関心が非常に深まったんです。しかしその関心は、どこにいったら解決ができるのか、全く不透明、それと同時にお先真つ暗というもう一絶望感に近いところにその関心があるわけですよ。

よく言われますように、経済というものはまあ心理学だ、一種の心理学みたいなものだ、こういうふうにもよく強調される一面があるわけでございます。今後どういう形になっていくかというところが国民の経済活動にも大きな心理的影響を与えていくことは事実なんです。そういう意味から、私がくだいようにたびたび財政再建計画を策定し国民に信を問うべきではないかということを申し上げているわけでございます。この問題は、マクロにとらえた話、どこまで行っても終着点には達しないと思いますので次に進ましていただきます。そういう意味からも私は早急に財政再建計画というものの対しては努力を続けていかなければならない重要な一つの方策であろう、こういうふうにいま思っておる次第でございます。

そこで、本法律案の構成について伺っておきたいと思いますが、各年度の特例債の発行を授權する法律、これは財政法の特例法であつて、過去八回の立法において、五十三年度とそれから五十六年度を除きまして、特例債の発行のみに關する内閣府の容を持つものであつたわけでございます。ところが、今回は特例債の発行のほかに、國債費定率繰り入れ等の停止、それから税外収入の増収策としての自賠責特会、あるいはあへん特会、造幣局特会、電電公社、中央競馬会からの繰り入れや納付金の納付等、実に多種多様な内容のものを一本の法律に盛り込んで提出をされているわけでございます。そこで特例債の発行にしろ、あるいは定率繰り入れ等の停止にしろ、また税外収入の増収策繰りにしろ、それぞれが重要な問題を抱えておりまして、それぞれが十分な審議を尽くすために独立して提議をすべきではなかったらうかと、こう

いうふうに思います。財源を調達あるいは確保するための内容を持つからとは言いながらも、じゃその性質の異なるものを一本の法律案に一括して提出したというその主なる理由は那邊にあるのか、お答えを願いたいと思います。

○政府委員(窪田弘君) いま御指摘のような内容、三つの大きな内容を一括しておりますが、これはいずれも財源を確保する措置であるという点において立法の動機と趣旨が同じであるということが第一点でございます。

それから第二点は、いずれも五十八年度限りの措置であるということをごいまして、たとえば税外収入の中でも五十八年度限りでないもの、恒久制度の改正でございます補助貨の取り崩しとか、あるいはたばこの定価の改定というようなものは、別建ての法律にさしていただいております。

それから第三に、税外収入の確保等により特例公債の縮減が図られる性質のものである。つまりことし五十八年度予算では五十六年度の穴埋め二兆二千五百億ほどの臨時の需要がございますが、もし税外収入を総動員して特別な財源対策を講じないといえますと、それだけ結果的には特例公債の増発にならざるを得ません。それを税外収入を動員いたしましたこの穴埋め、五十六年度の補てん対策に充てているわけでございます。

こういうことで、いずれも特例公債の縮減が図られるという点において特例公債と密接な関連を保持しているという点におきまして、この範圍のものは一括してもよからう、内閣法制局とも御相談をいたしまして一括していただいた次第でございます。

○桑名義治君　その点につきましては、私もいま申し上げましたように、財源を調達する、あるいはまた確保するためというその内容においては一致しているということは申し上げたはずで、しかし、あるいは性質が異なるもの、これが一本になったところがいかがかと、こういうことを申し上げているのであって、あなたの御答弁になられ

た問題についてはわからないことはいくらでも。ないけれども、しかしそれぞれの法律にそれぞれの性質がある。これが一般化されていることに問題がある、こう申し上げているわけですね。

さらに、公債にかかわる事項であるとは言えないが、特例公債の発行という歳入にかかわる事項、国債費の定率繰り入れ等の停止という歳出に

かかる事項を一括して提案した。しかも特例公債の発行は五十八年度の財源補てんのための措置であり、一方繰り入れ停止は、これにより五十八年度の歳出が圧縮されるとはいえ、将来の国債償還の財源に直ちにつながる問題である。さらに五十七年度に続いてこの処置がとられることは、わが国の減債基金の制度を根本から改変することにつながる問題であるというふうにわれわれは考える。

で、少なくとも歳入増収策のための本法案から歳出削減のための国債費定率繰り入れ等の停止の措置は切り離して審議すべきであるのが当然ではなからうか、こういうふうに思うわけでございますが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(窪田弘君) 確かにいろいろな性格の

ものを一括している点は御指摘のとおりでございますが、要はどういう形でまとめた方が御理解をいただきやすいかということを考えたわけでございます。

そこで、特例公債、ことし六兆九千八百億円の発行をこれでお願いを申し上げておりますが、この発行に至る過程で、片一方こういう努力もいたしております。定率を従来どおりやれば、それだけ結果的には特例公債の増発にならざるを得ませんが、こういう臨時の措置をお願いすることによ

つてこの縮減を片一方図っております、関連する
税外収入等々も図っております。こういうことで
特例公債に関連するものを一括した方があるいは
御理解を得やすいのではなからうかという私ども
なりの考え、これは御批判があり得ると思います
が、そういう考え方から一括させていただいたわ
けでございます。

○桑名義治君　そこで一点、皆にお伺いしておかなければならぬ問題は、新聞紙上によりますと、五十九年度も定率繰り入れを停止する方針を固めた、こういうふうな報道があるわけでございますが、五十九年度はこの問題についてはどういふうにお考えでございますか。

○政府委員（窪田弘君）　五十九年度については、

まだ何ら検討いたしておりませんし、具体的なことを決めたという報道は全く何かの誤解でございます。

ただ、定率繰り入れ制度は、四十一年の財政審の御答申にもありますように、国債について国民の御理解を得る基本的な制度でございますので、軽々にそんなやめるとかやめないとかと言うべきものではないと思います。今後財政事情とか国債整理基金にどのぐらいの財源があるかとか、

○桑名義治君 いま、五十九年度の定率繰り入れを停止する方針の報道というものは根拠のないものだ、こういうような御答弁でございました。しかし、

し現在の財政事情から考えた場合には、これは当然予想ができるような問題であろうというふうに思うわけでございます。かつての予算委員会のこときにも、大臣の御答弁の中にございましたが、い

いろいろな角度からこういうふうな財源を求めるけれども、しかしもう大体限度にきたんではないか、こういう意味の御答弁があったわけでございます。そういう立場から考えてみますと、五十九年度の定率繰り入れ停止という方針も、あながちこれはうそではないんじゃないだろうか、また、

○政府委員(窪田弘君) 一遍こういうことを始めなければ来年度の予算編成が非常に厳しくなってくるんじゃないか、こういうふうにも私たちは思うわけでございますが、そういう方針が確として固まっているということを前提にして私はお尋ねをするわけでございますが、この可能性というものはどうでございますか。

ますと、先もやるのじやなかろうかと思われま
し、またなかなか誘惑に満ちた話でもございま
すけれども、しかし国債を出す立場の理財局から
たしますと、やはり国債整理基金にある程度の手
金があるということが重要でございまして、省内
的にもなかなかそんな簡単に結論の出るものでは
ございせんので、いまここでやらないという御
返事もいたしかねるわけでございまして、こうい
う非常に基本的な仕組みを簡単に来年もやめま
すというふうなことを申し上げるべきではないと思
つています。

○桑名義治君 大体御答弁の中から読み取れるも
のはあるわけでございまして、いずれにしまし
ても、先に進めていきますが、償還が始まる六十
年度以降におきましては、国債整理基金が早晩底を
つくことは、これはもう当初から予測されたこと
でございまして、定率繰り入れの停止を一切行わ
ない状況のもとにおいても、昭和六十二年に基金
の財源はゼロになることが明らかにされてい
るところでございまして、五十七年、五十八年度に
わたる繰り入れ停止により、基金が底をつく時期
は六十一年度に早まり、予算繰り入れを三千億
円行わなければならない状況になるわけでござい
ますが、さらに三年連続して定率繰り入れを停止
すれば、六十年年度の基金の財源は五千五百億
円、他方六十年年度の現金償還額が一兆一千五百
億円で、その不足分の六千億円を予算繰り入れし
なければならなくなるわけでございまして。

国債整理基金の資金繰りについて、五十七年、
五十八年度の繰り入れ停止措置による影響、それ
から五十九年度にも続けて停止した場合の影響に
ついて御確認をしておきたいと思つています。

○政府委員(窪田弘君) 五十八年度に今回お願
しております法律でとめました場合は、御指摘のよ
うに六十一年度末にはこの資金はゼロになりま
す。三千億円の予算繰り入れが必要に相なりま
す。そういう意味で一年早まる措置でございま
す。五十九年度にこの計算はいましてございま
せんけれども、当然のことながら五十九年度にも一

兆六千億ぐらいの繰り入れが必要になるはずで
ございまして、それをしないといつたしますと、六
十年年度末のままで二兆一千九百億の残高
があるはずでございまして、したがって、
そこから一兆六千億程度減りました五、六千億の
繰り入れがいままのままで三千億円で済むの
が、それが約一兆六千億ぐらゐえらると、こうい
う計算にならうかと思つています。

○桑名義治君 そこで、わが国の国債整理基金
は、総合的減債制度として国際的にも類例のない
機能を持つていて、こういうふうな思ふわけで
ございまして、現実にもそういう姿になっているわけ
でございまして、国債残高が百兆円に達しまし
て、ますますこの制度の効用に期待しなければな
らないときに、二年間行い、さらに三年間の可能
性を含みながら、いま財政というものが進んでい
く、こういうことになりまして、これは完全にこ
の制度の機能が崩壊したと、こういうふうな考え
なければならぬと思つています。そうなりますと、
いままでのいわゆる減債制度を整備確立した趣旨
はどこにあったのだらうか、こういう新たな疑問
が生まれるわけでございまして、この制度にどのよ
うな機能と期待を持ちながら制度化されたのか、
この点をもう一遍初歩に返つて伺つておきたい
と、こういうふうに思つています。

○政府委員(窪田弘君) これは四十一年の財政審
の御答申ではっきり指摘されておりますが、実は
その御議論のときもいろいろな考え方がございま
して、この答申の文句の中にもこういうことが書い
てあるぐらゐでございまして。たとえば「公債償還
について基本的な考え方を確立しておけば、あ
えてその額や方法を法定する必要はなく、むしろ
財政運営の弾力性を確保する見地から政府の運
営に委ねるのが適当である」という考え方もなり
つ、しかしわが国の政治的、社会的環境を考慮
すると、これを制度として法定しておくことが適
当である。

こういう結論でございまして、その意味すると

ころは、「公債政策に対する国民の理解と信頼を
うる」とこというのが第一でございまして。第二
は、「財政の膨脹ひいては公債残高の累増に対す
る間接的な歯どめとして働く面がある」。第三に、
「財政負担を平準化する効果も期待できる」。第四
に、「国債の市価維持のために活用することも考
えらるる」。この四点からこの制度をつくること
を当初お決めたいたつたわけでございまして。

その後、特例公債を五十年以降発行するよう
になりましたから、これを維持すべきかどうか、
財政審の中でも賛否両論がございまして、五十四
年度の答申では、これを「見直すべきである」と。
片一方で特例公債を出しつつ積み立てるのは不合
理であるという御意見もあつて、「見直すべきで
ある」という意見も有力でございまして、しか
しいろいろ御議論の結果、基本的には現在の仕組
みを継続すべきであると、こういう御答申を五十
四年の十二月にいたしておりました。

昨年の暮れ、この定率繰り入れの停止をもう一
遍御審議いただいたときも、この五十四年の答申
からの引き続きで非常にいろいろな御議論がござ
いました。確かに、「将来の負担によつて将来の
償還のための財源を、利子を支払いつつ蓄えるこ
とに」なるので「不合理である」という意見も
ございました。他方、しかし、五十七年度、五十八
年度定率繰り入れを停止しても、当面国債整理基
金の残高はあるので、公債の円滑な償還に必要な
流動性を確保したり公債の市価維持のためには当
面差し支えがないと。そういういろいろなことを考
えて、五十七年度、五十八年度で「定率繰り入れを
停止することはやむを得ない」という御答申をい
ただいております。

したがって、この制度の基本に返ります
と、確かにこの停止ということは好ましい措置で
はございませんが、しかし一時の緊急的な措置と
してお願ひを申し上げておりますので、特例公債
から将来脱却をできました場合はこの仕組みの意
義がまた生き返つてくる、こういうふうに考え
ているわけでございまして。

○桑名義治君 なるこの制度の問題について御答
弁がございました。しかしながらこの減債制度が
果たしてきた役割りというものはこれは否定でき
ないものがあると思つています。

そこで、減債制度が、先ほど申し上げましたよ
うに、事実上は崩壊してしまつた。従来この制度
が果たしてきた役割り、機能、これを今後どうい
うふうな何をもつて補うのか、こゝろ辺がまた一
つの問題にならうかと思つてます。まず、公債政策
に対する国民の信頼は何によつて担保するのか、
この点を伺つておきたいと思つています。

○政府委員(窪田弘君) これは財政制度審議会
でも、この信頼を確保するためにあらゆる機会によ
く説明せよといふぐらゐでございまして、当時世
間に誤解がありましたのは、これをやめてしまえ
ば国債は返さないんじやないか、あるいは借りか
えになつてしまふんじやないか、こういう御議論
がございまして、それはいま公債のお持ちの方
には必ず現金でお返しをします。問題は、そのた
めの財源をどうするかという問題になるのでござ
いまして、国債の信頼を得るためにはいろいろな機
会を利用して説明をさせていただいておりま
すし、また必ず現金でお返しをしますということ
は、大臣の御答弁その他いろいろな機会に説明をさ
していただいております。

○桑名義治君 いま御答弁の中に、国債の償還に
ついては償還期が来たら全額必ず現金でお返しを
しますと、こういう御答弁があつたわけでござい
ます。そう言うだけで国民の信頼をつなぎとめる
ことは私にはなかなかむずかしいのではないかと
思つています。それは日本の現在の置かれてある財政事
情というものを国民が先ほどから議論してござい
ますように熟知しておるわけですね。国債整理基金
にこれだけの償還財源がありますよということ
で一つの安心感を買うことができる、こういうふう
に思つています。また財政当局の最高責任者である大
蔵大臣が間違いなく償還するのだというのなら
ば、何のためにこれまでの制度を維持してきたの

か、こういうことになるわけでございます。

そこで、崩壊を目前に控えているわが国の減債制度に取ってかわる制度より、政策をどうするか、ここが非常に重要になってくるわけでございますが、大蔵大臣の御答弁を願いたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) 確かに、いま桑名委員いみじくもおっしゃいましたように、国民の皆さん方は大変な関心を持っている。その場合によく言われますのは、国債は本当に現金で返るのであるとか、もう一つは、大変ラフな議論ですが、われわれの時代になつたら年金はもらえないそうであるとかいふようなことすら、われわれの平素の日常生活の会話の中で出てくる。事ほどさうに財政に対する国民の関心というのは高まつておると思ひます。

したがひまして、かどあるごとに、現在お持ちになつております国債の償還は、これは必ず現金で確實に行ふことが何よりも大切でございます、それはやりますと、こういうことを申し上げておるわけでございます。この点はまさに建設国債であれ、また特例債であれ、同じことでござい

ます。そこで、それじゃ将来の償還の財源をどうなさいますか、こういう質問に対して、われわれはそこでこの減債制度に積み立ててあるんじゃないですか、そこに精神が少なくとも生きておるんじゃないですかという問題が、このような措置をとれば若干薄らいでいくという感じは私自身も持たないわけじゃございません。これは理論的に申しますと、まさに歳出カットか、負担増か、あるいは借りかえといふことも含めての公債発行の三つが考えられますが、これとともあくまでも現金でお返しするための手法として理論的にその三つがあるものであつて、現金でお返すというふうなことは、これはまさに金科玉条、これは絶対に變えてはならない哲理であると思ひます。そういう考へ方になつて、さてどのようなこと

につきましましては、それこそまた原点に返つて歳入構造の見直しをやり、その都度の移り変わつていく経済情勢の中で国民との対話、その代表的なものとして国会での問答というふうなものを通じながら、その那辺に求めるかといふことは研究していかなければならない課題ではないかといふふうに考へております。

しかし、そこに、大蔵省内においてはイーजीに考へる向き、また減債制度というものを大變大事に考へる向きがあると同時に、財政審でもあれだけの議論がございまして、国民との対話の中でもいろいろな議論が出てまいるわけでございまして、それによつてこの現金償還という大前提の上に立つて、さてその調達手段としての問題はこれから議論をしながら詰めていく課題であるといふ認識をいたしております。

○桑名義治君 現金償還についていまからどうするかといふことは、国民の皆様方との対話の中でも考へていかなければならない問題だし、あるいは国会の中でいろいろなさまじな議論を交わしながら確立をしていかなければいけないといふふうなお話でございまして、これを数字の上から見てみますと、六十年以降は、その年度の現金償還額をそのまま一般財源から償還しなければならぬわけでございまして、六十年は六千億、六十一年度は二兆四千九百億、六十二年は三兆八千億、国債の償還額はウナギ登りに上がつていくわけでございまして、利払いだけでも巨額の負担がかつてくるわけでございまして、国債償還費と利払い費を加えた国債費では、実に六十年は十兆三千億、六十一年度は十二兆八千億、六十二年は十四兆四千億と、まさに破局的な状況に至るわけでございまして。

こうなると、借金返済のための借金という形で国債発行が継続されることとなるのではないかと、こう思ひますが、これを少しでも改善するために政府はどのような構想を現実にお持ちなのか。ただ国民との対話を進めていく、議会の中で議論を進めていく、これだけではおさまらない問

題ではないか、こういうふうに私は思ふわけでございしますが、この点をどういふふうにお考へてござい

ますか。

○國務大臣(竹下登君) 従来から国会の答弁、そのうしてまた法律そのものからいたしまして、借りかえをしない、こういう方針をとつておるわけでござい

ます五十八年度の特例公債につきましても同様の規定を置いておるわけでござい

ます。したがつて、この規定を置いておる根底にありますが、われわれの基本的な考へ方というのは、借りかえといふことを念頭に置いた途端にイージーになつていくんじゃないかといふのが、私どもとして一番厳しく律していかなきゃならぬことだ。そのうは言つたつて、桑名委員の御見識の中では、経済の変動とかいふいろいろなものが予測されるではないか、こういうことにならうかと思ふのであります。確かに取り巻く環境は厳しく流動的でありまして、やはり筋は、何としても特例公債を脱却して、そしてこの償還財源は特例公債によらないでやつていくといふのが、これは筋であるわけでござい

ますので、原点にさかのほれば、財政改革の基本に立つて努力をこれから積み重ねていかなければならぬ。そうすると、結局何に求めるかといふことになれば、先ほど申しました歳出カットか負担増か、公債発行、その一形態としての借りかえといふようなものに、理論的にはそういうことに私はなつていくと思ふのであります。したがつて、まさにその時点になつた場合、その点は国民の選択に帰する問題であると思ひますが、いまは各方面の意見を聞きながら慎重に検討してまいらな

きながら、借りかえといふものを念頭に置いた途端に、イージーになつていくといふ厳しさも一方持ち続けていかなければならない課題だといふふうな認識をいたしておるところでござい

ます。○桑名義治君 理論的な話でございしますが、借換債の問題も理論的には一応成り立つといふお話

が、いま大臣の御答弁の中にございました。

そこでその点を確認しておきたい。国債償還利払い等の支払のために五十九年度以降増税する意図があるのかどうか。また本法律案第二条四項の特例債についての借換債の不発行、今後この方針を破ることはないか、こういうふうな断言できるかどうか、この点を確認しておきたいと思ひ

ます。○國務大臣(竹下登君) まず増税、いわゆる負担増の問題でござい

ます。先ほど申しましたように、理論的には歳出カットか負担増か、あるいは借りかえを含む公債発行か、こういうふうな申しましたが、いやしくも安易な道を選んではならない。そしてまた負担増といふ問題につきま

す。これは現行の施策、制度そのものをどうするかといふところからの議論であつて、償還財源そのものを対象にしての負担増といふようなことは考へるべき問題ではない。総体の中で考へるべき問題ではないか。そして借りかえといふことは、答弁もしておりますが、法律でこういうふうにしてお願いしている限りにおいて、それを念頭に置くようなことがあつてはならないといふふうに考へております。

○桑名義治君 借換債。○國務大臣(竹下登君) 借換債もいわゆる公債発行の一形態でござい

りますが、その際、いわゆる財源調達を特例公債の発行によるか、借換債の形によるかというよう
な問題、そういう理論的にあり得る時点において
そういう二つの手法が理論的には考えられると思
います。しかしそれを考えた途端から私は財政改
革に対するわれわれの身の引き締まりがだれてく
るんじゃないかと思ひますので、それはやはり借
りかえを念頭に置くことはございませんとし、趣
旨でお答えをすることが、われわれが縛られるこ
とでございませぬ、そういう精神で書いていく
べき問題であるというふうに考えております。

○桑名義治君 くだくで申しわけないですが、
いまの大臣の御答弁は精神論なんです。この公
債の発行に返還のときにはこれは精神論ではおさ
まらないのです。だから、そういう事態に立ち至
ったときには、こういう二つの理論が成り立つ。
しかしこの理論は念頭に置いてはならないとい
うことは、これはずっと念頭に置かないで努力は
していきましても、理論的に成り立つ事柄で
もございませぬ、その時期に至つてやむを得ない
場合はやれませぬという言葉になるわけですよ、
現実に。どうなんですか。

○國務大臣(竹下登君) 理論的にあり得るという
前提のお話をいたしました、そういう時期にも
理論的にあり得るとしてもやめてはならないとい
うのは、いま御審議いただいている法律に借りか
えはいたしませんという規定をしてお願ひし
ている限りにおいて、私はその精神を貫くべきで
あるというふうに思つております。桑名委員の御
質疑の中において借りかえを一つの方法だとい
うことを私が念頭に置いた場合に、現実あり得た
すればこのような手法がありとお答えしたので、
いまお願ひしている法律は借りかえしないとい
う法律でお願いしているのだから、これは
は念頭に置くべきでないことは事実であるし、や
つてはならないことである、という認識の上に立
つていなければならぬ問題であるというふうに
理解しております。

○桑名義治君 本日に申しわけないのですが、ど

うしてもひつかかるんですね、御答弁の中で。い
まこの法律をお願いしている段階でそういうこと
を念頭に置いてはならない、こういう論理で、で
は法律を改正すればできるということになるわけ
ですね。そういう事態に立ち至つたときには法律
によつて定めればできる、こういうことになるわ
けでございまして、どうもこれは一つの政府の今
後の方針として、絶対に借換債は発行だ、こ
ういうふうに断言できないんですかということ
をお尋ねしているわけです。

○國務大臣(竹下登君) やはりそういう規定でお
願ひしております限りにおいて、私はこれは断言
すべきである。ただ、私がいわゆる借換債を公債
発行の一形態として議論をしてきましたのは、理
論的にはあり得る状態を想定した議論でござい
ますので、ある意味においては、いまの法律をお願
ひしておる段階において、いまの法律をお願ひ
かなというある種の反省もいま持つております
が、法律でお願いしておるとおりの筋で対応すべ
きものであるというふうにお答えするのが正当な
お答えであると思ひます。

○桑名義治君 そこで特に申し上げておきたいこ
とは、さきの委員会からたびたびこの問題に
ついては議論が進んでいるわけですが、大蔵大臣は
非常に慎重な御答弁をなさつておられるわけだ
と、思ひますけれども、その御答弁の中からうかが
える事は、借換債あるいは増税、こういった一つの素
地を徐々にくり上げていく、そういう方向へ持
つていっているんだという議論が非常に高まつて
いる、これはもう私は事実であらうと思ひます
よ。確とした、ばちとした御答弁がないんです
な。非常に巧妙な、慎重な御答弁でございま
し、それだけに傷はないかもしれませぬけれど
も、国民の気持ちの中に一種の疑念暗鬼が逆
に醸し出されているのではなからうかと、こ
ういふ危惧を私は抱いておられます。その点を御指
摘をしておきたいと思ひます。

で、自動車賠償保険の問題もずっとやりたかつた
わけですが、時間が十分しかござい

せんので、この問題ははしよつて電電公社の臨時
納付金の問題についてお伺いをして終わりにした
と思ひます。

電電公社の臨時納付金は、これ自体が五十六年
度の財源確保法によるものであつて、それを今回
五十九年度分を一年早く納めさせようとする、
いわば先食いの措置であるわけではございませ
ぬ。五十九年度以降、電電公社から同様の納付金
の特例措置はとらないことを断言できるかどう
か、これを明確にしたいと、こ
ういふふうに思ひます。

○政府委員(窪田弘君) 今回の繰り上げは、五十
九年度分として五十六年度の財源法で決まつたも
のの繰り上げをお願いしているわけではございま
すので、その措置は、五十六年度にお許しをいた
だいた四十八億圓はそれで終わりでございませ
ぬ。御質問はその先をどうするかということと思
ひますが、今回の措置はあくまでも臨時異例のも
のでございまして、その先をいまい具体的に考
へていくわけではございませぬ。

○桑名義治君 この先は考へていないということ
でこれは理解しておきます。

○政府委員(窪田弘君) いまのところは考へてお
りませぬけれども、しかし将来絶対やらないかと
言われるとあれですが、これは特別の御協力をい
ただいたものでございまして、軽々にイージー
にやるべきものではないように思つております。

○桑名義治君 詰めていくとだんだんおかしくな
るんですね。それだけに、先ほどからたびたび申
し上げておりますように、国民の皆さん方もだ
んだん一種の疑念暗鬼ですね、疑念暗鬼とはも
ろに申し上げませぬ、一種の疑念暗鬼と申しま
し、それがだんだん景
気の低迷にもつながつていくんですね。そこら辺
は少し考へていただいて、確とした一つの方針に
向かつて前進をしていく、こ
ういふ姿が最もいま
必要な時代ではなからうか、こ
ういふふうに私は
思ひます。

臨時特例の納付金を納める余裕があれば、本来

サービスの供与が電話料金の引き下げに充てるの
が筋であらう、こ
う思ひます。わが国の電話料金は、
国際比較で見ても遠近格差が大きく、遠距離
通話料の値下げの必要性に迫られていることは事
実であります。今回公社の黒字基調を背景とし
て、七月からの電話料金の値下げを行うための公
衆電気通信法改正案が国会に提出されているわけ
でございませぬが、この内容では一対六十が一対四
十になる、このような状況でございまして、アメ
リカ、イギリス、西ドイツ、フランス、これと比
較してみましても、アメリカは一対二十二、イギ
リスが一対六、西ドイツが一対十五、フランスが
一対十五、こ
ういふことでまだまだ外国と比較し
た場合には大変な格差があるわけですね。この内容
ではまだ遠距離通話の料金は高い、こ
う思ひま
す。

黒字基調が続くのなら、より適切なサービスの
供与、それから電話料金の引き下げ、適正化に資
するべきで、安易に一般財源化して歳出削減への
努力を回避すべきではない、こ
ういふふうに思
うわけではございませぬが、郵政省としてはどう考
へて
ますか。

○説明員(田代功君) 納付金を納めるぐら
いならという御指摘ですが、これは先ほどお話ござい
ましたように、国が財政的な危機に陥つてい
ることで、臨時特例的にやむを得ず電電公社に協
力を求めたということで、二年前の法律でお願い
したわけですね。

電話料金そのものにつきましては、一般論とし
ては、確かに大ぜいの国民が使う公共料金です
から、安いにしたことはありますが、ただ電話
料金は非常に長期の見通しのもとに決めてい
かなければいけないと思ひます。先々の投資に向
けるという観点から料金を決めていかなければい
けないと思ひまして、こ
ういふ国会に先ほどお
話
ございまして、こ
ういふ国会に先ほどお
話
いたしております。

一対四十というのは外国に比べてまだ大き

う

ございますが、一対四十の一の方は、日本の場合
十円でございすが、たとえばアメリカなど、市
内ではもう二十円とか二十五円とかいう料金でし
て、市内料金は世界的に非常に安い水準に置かれ
ておりますために、比率でいきますと、一対四十
という比較的大きな差を持っております。

今回お願いしております法案が通りましたら、
また引き続きこの先の料金体系についてはいろん
な角度から見直していきたいとは考えておりま
す。

○桑名義治君 私はそのことを尋ねているんじや
ないんですよ、通信委員会じゃないんだから。料
金が高いとか安いとか、もうちょっと下げろと
か、こういうことを言っているんじゃないんで
す。納付金を出さなければそれを有効に使っ
た方がいいんじゃないですか、サービスの方に使
った方がいいんじゃないですか、今後の技術革新
のために使った方がいいんじゃないですか、この
ことを申し上げているんであって、私は別に料金
の問題に入ろうと思っているわけじゃないです。
ここはそういう委員会じゃないですから。もう少し
適切な言葉と場所を考えて答弁してくれなきや
困りますよ。まあ、いいですよ。

そこで時間が参りましたので、もう一問で終わ
りたいと思いますが、こういうふうな電話料金の
問題を考えましても、あるいはまた技術革新、こ
れも外国といまから比肩していかなければならな
いわけでございますし、あるいは施設というもの
も老朽化していくわけでございますが、そういう
立場を考慮して、こういった納付金の措置を今後
とも続けていくということになるとするならば、
これまた一つの大きな問題が起るのじゃない
か。場当たり的な目先だけのことを考えるんでは
なくて、総合的な立場に立ちながら措置をしてい
かないと後から大きなツケが返ってくるおそれ
がある、こういうふうな思ふわけでございます。こ
の問題について先ほど、今後は継続しないんです
か、こういうふうな確認をしましたら、いまのと
ころという妙な言葉が頭についたわけございま

すが、この点については大臣はどういうふうにお
考えなのか伺いして私の質問を終わりたいと思
います。

○国務大臣(竹下登君) 確かに繰り上げ納付措置
でございますし、これは五十六年度の財確法に基
づいて四千八百億円、それを前倒ししてもらっ
ますから、これはこれで終わりと、こういうこと
になるわけです。

私もこの問題についていささかこの答弁が慎
重でありましたのは、一つはこれは私が従来携わ
つてきておった、大蔵大臣をやめて党におります
ときいろいろ問題の調整をやられるときに、
経営形態問題というのが頭にありまして、そう
なつた場合の国税、地方税とかいうような問題か
ら、いろんなことを念頭に置いておりましたの
で、これは将来にわたって云々ということと言
べきでない、こういうような考え方を持っており
ました。

そういうことでやってみますと、これがどうい
うふうに変化してくるかは別といたしまして、私
がお答えできる限界というものは、これはまさに
財政状況と公社の財務状況等々が明確でありま
せんので、何とも申し上げられないことでござい
ますが、絶対にやらないというお答えは困難じゃ
ないか。だが、イージーにやるべきものではない
という思想は持っておりますというのが、将来展望
と現実との調和の中の限界の答弁かなと思つて、
そういうことで通さしていただいておりますわけ
です。

いま桑名先生お話しになりましたように、確
かに私にも注意する者がありまして、君の発言とい
うのは、言ってみれば、ある種の世論誘導、疑問
を投げかけながら世論誘導をしているんじゃない
か。しかし、事ほどさういふに、僕にも先見性があ
るわけでもないし、結局はみずからの表現力の拙
劣さかなというある種の反省も持ちながら、また
同じようなお答えをして申しわけないと思つてお
ります。

○委員長(戸塚進也君) 本案に対する質疑は本日

はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後四時二分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、一兆円減税の実現に関する請願(第二二五
九号)

一、身体障害者に対する地方道路税等免除に関
する請願(第二三二二号)(第二三二二二号)

第二二五九号 昭和五十八年四月八日受理
一兆円減税の実現に関する請願

請願者 東京都東村山市畑田町一ノ一ノ二
ノ三〇八 根岸重男 外九名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第七九九号と同じである。

第二三二二号 昭和五十八年四月九日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請
願

請願者 茨城県久慈郡里美村折橋七七五
鈴木竹雄

紹介議員 郡 祐一君
この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

第二三二二二号 昭和五十八年四月九日受理
身体障害者に対する地方道路税等免除に関する請
願

請願者 佐賀市末広二ノ五ノ二八 小林勝
美

紹介議員 大坪健一郎君
この請願の趣旨は、第一八五八号と同じである。

四月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の
確保を図るための特別措置に関する法律案
(予備審査のための付託は三月十八日)

一、電源開発促進税法の一部を改正する法律案
(予備審査のための付託は三月三日)

(衆議院修正に係る条文のみを掲載
小字及び一は修正)
昭和五十八年度の財政運営に必要な財源の確保
を図るための特別措置に関する法律案
附則
この法律は、
公布の日
昭和五十八年四月一日から施行す
る。

第十号中正誤		
ヘシ 段 行 誤	正	
三 三 セ カントリス	ク	
三 三 終わり 測面	側面	
三 三 更新規	更新期	
三 三 期間	時間	
第十一号中正誤		
ヘシ 段 行 誤	正	
三 三 貸りて	借りて	
第十二号中正誤		
ヘシ 段 行 誤	正	
二 一 終わり 課せられ	科せられ	
二 一 課せられ	科せられ	
四 五 規則	規制	

第五部

大蔵委員会會議録第十三号

昭和五十八年四月二十八日

【参議院】

昭和五十八年五月九日印刷

昭和五十八年五月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D